平成26年6月定例会総務文教常任委員会記録

平成26年6月13日(金)

平成26年6月16日(月)

場所:鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成26年6月13日(金)	 7 頁
平成26年6月16日(月)	 59頁

-	2	-

平成26年6月定例会審査日程

日次	月 日	摘 要
第1日	6月13日(金)	開 会 審査日程の決定 議案審査(総務部) 議案乙第18号 議案甲第13号、議案甲第14号 [説明、質疑] 陳情 陳情第10号 [協議] 議案審査(教育委員会事務局教育部) 議案乙第18号 議案甲第12号
第 2 日	6月16日(月)	現地視察 鳥栖市学校給食センター 自由討議 議案審査 議案乙第18号 議案甲第12号~議案甲第14号 [総括、採決] 陳情 陳情第10号 [協議] 報告(教育委員会事務局教育部生涯学習課) 藤木遺跡から出土した青銅器の石製鋳型について [報告、質疑]

日次	月 日	摘 要
第2日	6月16日(月)	所管事務調査 閉 会

6月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成26年6月12日付託]

議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例 [可決]

議案甲第13号 鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の

一部を改正する条例 [可決]

議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及

び規約の変更について
「可決」

議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算 (第1号) [可決]

[平成26年6月16日委員会議決]

2 陳情

陳 情第10号 要望書(鳥栖市発注工事の最低制限価格について)

3 報 告

藤木遺跡から出土した青銅器の石製鋳型について(教育委員会事務局教育部生涯学習課)

- 6 -	
-------	--

平 成 26 年 6 月 13 日 (金)

1 出席委員氏名

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総 務 部 長	野	田		寿	教 育 長 天 野 昌 明
総務部次長	松	雪		努	教 育 部 長 園 木 一 博
総 務 課 長	古	賀	達	也	教育部次長 白水 隆弘
総務課長補佐	古	澤	哲	也	教育総務課総務係長 豊 増 裕 規
総務課文書法制係長	樋	本	太	郎	学校教育課長 柴田 昌 範
総務課職員係長	Щ	本	英	規	学校教育課参事 佐々木 英 利
総合政策課参事	藤	JII	博	_	学校教育課長補佐 宮 原 信
総合政策課政策推進係長	田	中	秀	信	学校教育課主幹 中山 孝史
情報管理課長	青	木	博	美	生涯学習課長 佐藤 敦美
財 政 課 長	小	栁	秀	和	生涯学習課参事 近藤 信孝
財政課財政係長	古	賀	庸	介	生涯学習課生涯学習推進係長 天 野 昭 子
契約管財課長	三	橋	和	之	生涯学習課文化財係長 久 山 高 史
契約管財課契約検査係長	<u> </u>	石	光	顕	文化芸術振興課長 石 橋 沢 預
					文化芸術振興課長補佐 久保山 卓
					文化芸術振興課文化芸術振興係長 古 沢 修
					スポーツ振興課長 石 丸 健 一
					スポーツ振興課長補佐 大石 泰之

会計管理者兼出納室長 権 藤 博 文 監査委員事務局長 中 山 泰 宏

議会事務局長 江 﨑 嗣 宜

4 議会事務局職員氏名

議事係長江下剛

5 審査日程

議案審査 (総務部)

議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)

議案甲第13号 鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

を改正する条例

議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規

約の変更について

[説明、質疑]

陳 情

陳 情第10号 要望書(鳥栖市発注建設工事の最低制限価格について)

[協議]

議案審查 (教育委員会事務局教育部)

議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)

議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

議員傍聴

小 石 弘 和

開会 午前9時58分

開議

国松敏昭委員長

改めておはようございます。

ただいまから平成26年6月定例会、総務文教常任委員会を開会いたします。

∞

審査日程の決定、その他

国松敏昭委員長

早速ですけれども、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、甲議案3件、乙議案1件の計4件でございます。また陳情1件 も送付されております。

審査日程につきましては、本日13日、総務部関係議案の審査、陳情の協議及び教育委員会 教育部関係議案の審査協議を行い、16日は現地視察、その後自由討議、総括、採決というこ とでお願いしたいと思います。

なお、現地視察については、後ほど副委員長のから御説明をいたします。

審査日程については以上のとおりに決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって委員会の日程については御手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして、御説明をお願いいたします。

下田 寛副委員長

皆さんおはようございます。

現地視察についてですけれど、16日月曜日、10時から鳥栖市学校給食センターの視察を行いたいと思います。

今のところはここしか予定をしておりませんが、まだほかにも御希望がございましたら、 協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。(発言する者あり)

きょうの5時までということで、はい。よろしくお願いします。

国松敏昭委員長

それでは、総務部の審査の準備のため休憩に入りますが、休憩後に懇親会の件について改めて副委員長より御案内いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時休憩

午前10時3分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

総務部

国松敏昭委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係議案は、議案乙第18号、議案甲第13号及び議案甲第14号の3議案でございます。

 ∞

議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)

国松敏昭委員長

それでは、議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小栁秀和財政課長

おはようございます。

議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)のうち、総務部関係について御説明を申し上げます。資料は総務文教常任委員会資料と総務文教常任委員会参考資料、この2点で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、常任委員会資料の1ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金2,191万9,000円につきましては、財源調整のための財政調整基金からの繰入金でございます。

なお、参考資料として基金現在高の見込みをお手元に配付しております。参考資料の1ページ、財政調整基金は6月補正後現在高が17億2,162万9,000円の予定でございます。

古賀達也総務課長

その下の段をお願いいたします。

款21. 諸収入、目4. 雑入、節4. 雑入、今回30万円補正をいたしておりますけれども、これにつきましては松原町の防災組織、松原町区防災会が財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の補助の採択を受けましたので、市がその助成金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

小栁秀和財政課長

次に、款22. 市債、項1. 市債、目4. 教育債につきましては、まず節1. 小学校債4,170万円は小学校空調設備設置事業に伴うもの、節2. 中学校債1,040万円は中学校空調設備設置事業に伴うものです。節3. 保健体育債、マイナス900万円につきましては、スタジアム改修事業に伴うものでございます。

なお、節1.小学校債、節2.中学校債につきましては、国の交付金が採択されなかった ことに伴う財源調整であり、節3.保健体育債につきましては、スポーツ振興くじ助成金の 内示に伴う財源調整でございます。

参考資料2ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。

真ん中より下のところへ、「4 教育債」として6月補正後の数字を上げさせていただいております。小学校空調設備設置事業につきましては合計で2億2,350万円、中学校空調設備設置事業につきましては5,550万円、スタジアム改修事業につきましては1億3,980万円の起債となります。

以上、歳入についての御説明を終わらせていただきます。

古賀達也総務課長

2ページをお願いいたします。次に歳出でございます。

款 2. 総務費、目 1. 一般管理費、節 5. 災害補償費につきましては、中央老人センター嘱託職員の公務災害に係る療養補償の補正でございます。内容といたしましては、今年 2 月に自動ドアの電源を切った後施錠しようとしたところ、ドアに右手中指を挟み、負傷したものでございます。

その下でございます。款 9. 消防費、目 4. 防災費、節 19. 負担金及び交付金のコミュニティ事業補助金30万円につきましては、ただいま歳入で御説明いたしましたコミュニティ助成金を自治総合センターから、補助採択を受けました松原町区防災会に補助金として支出する者でございます。

今回松原町区防災会が補助採択を受けましたコミュニティ事業の内容といたしましては、 発電機の購入費用、避難場所表示、避難場所誘導板など防災設備の整備を行うものでござい ます。

以上で、6月補正予算の総務部関係分の御説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

はい、執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

柴藤泰輔委員

済みません、1点教えてください。

2ページの松原町の防災費のですね、これ総額、松原町幾らかかってるのか教えてください。

古賀達也総務課長

松原町の総額につきましては、31万2,900円でございます。10万円単位の補助になりますので、30万円が補助となりまして、1万2,900円は、松原町の会計のほうから支出されるということでお聞きいたしております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいですか。

成冨牧男委員

例の一般質問、それから議案質疑でもこの地域改善、学校施設維持改善交付金が不採択になって、今回財源調整ということで、補正が出てると思うんですけども、ちょうど今いみじくもお話があった、説明があったように、例えばこの款21の諸収入、これは採択されたので、上げますということですよね。

で、同じ、本会議での説明と同じ説明でもいいんですが、その採択されてから上げるっていうのが通常の流れかと思いますが、特別の何か事情があったのであれば、そこら辺も含めて御説明をお願いします。

小栁秀和財政課長

まず、予算の計上の考え方という部分で御説明をさせていただきますが、原則といたしまして、当初予算を作成する場合には、補助申請等が国になされもの、事業計画の提出等がな されたものという部分を当初予算に計上するという形に、原則としてはしております。

具体的に計上する基準といたしましては、原則としてですが、また国の継続事業など制度がはっきりしているようなもの、もしくは継続性のある事業、2年間とか3年間とか、毎年補助をいただけるような事業、そういう採択される可能性が高いものについて、当初予算に計上している状況でございます。

社会資本整備交付金などの事業の場合は、毎年補正予算で対応させていただいて、当初予 算から減った場合は減額をさせていただいているというふうな状況でございますので、御回 答とさせていただきます。

成冨牧男委員

この場合は、継続的なものやったら上げ、当初に上げるちゅう話でしたかね、今のは。

そうするとこれはもちろんその前に、学校給食の絡みで同じ学校施設改善交付金が採択されてますけど、そういう意味。これ全く別物ですよね、同じ交付金であっても。

そこんとこ、もうざっくばらんにこう思いよったばってんこうなったっていう、それとももう、例えばですよ、もうこれはわからん、通らんてわかっとうばってん上げとけて言われたけん上げたという話でもないんでしょう。

そこんとこをきちっと説明されとったがいいと思いますけど。

小栁秀和財政課長

今回の学校施設環境改善交付金につきましては、制度がはっきりしているという部分で、 該当するだろうという見込みのもとに計上させていただきましたが、皆様に今回御心配をお かけしたとおり、採択をされなかったという結果になりましたので、大変申しわけなく思っ ております。

以上、御回答とさせていただきます。

成冨牧男委員

今ざっくばらんて私言いましたけど、通常は、実際に申請するというのは、大方話ができた、その結果で申請しますよね、一般的に。

ああもうよかげな、どうぞそんならもうこれ話が調うたけん、もう採択という方向決まっ

たから申請してくださいというのが、こういう、県でもそういう、県補助でも、交付金でも そうでしょうけど、そういう流れじゃないかと思うんですけど。

そいけん、何月、どういう流れになってるんですか、これ。交付金は。

きのうの経緯、経緯っていうあの話でいいですけど。

小栁秀和財政課長

まず、教育委員会のほうで国のほうに調査等がありまして、その結果をもとに申請をお願いしているという状況でございます。

以上です。(「それがいつ、ちょっと時系列……」と呼ぶ者あり)

国松敏昭委員長

指名して発言をしてください、成冨委員。

成冨牧男委員

いつ、どうちゅうふうな感じでお願いします。

野田 寿総務部長

ちょっと答弁に戸惑いまして申しわけありません。

学校施設改善の交付金につきましては、交付金の対象事業につきまして2月、6月、11月に、答弁のほうでも御回答いたしましたとおり、一般質問のほうで御回答いたしましたとおり、2月、6月、11月のほうで建築計画調査が行われております。

空調設備設置工事も平成25年の11月とそれから平成26年2月に建築計画を提出しております。この建築計画につきましては、県を通じて国に提出され、採択予定となりましたら、国は県を通じて通知、うちのほうに、鳥栖市のほうに通知されるようになってます。

今回は、通知は平成26年3月末の行われておりますけども、本市の空調設備設置工事については採択予定とならない旨の通知を受けているという状況でございます。

成冨牧男委員

採択通知が3月末、3月27日か何かですよね、多分ね。

ということですので、やっぱりそれまで、通常やったらその、ちょっとこの、これで見たら2月、6月、11月ですから、2月、6月、11月で、だから、もうちょっと計画的にいうと早くから始めんといかんやったんですね。

そしたら当初に、3月末の通知、採択不採択が、3回チャンスがあるちゅうことでしょう、 さっきの2月、6月、11月というのはですね。

野田 寿総務部長

はい、申請がですね、3回チャンスがあるといいますか、今回11月に基本的な調査が行われてまして、それと、また同じもので再度2月に行われたという状況でございます。

成冨牧男委員

せっかく空調つくるちゅうことやったんですけど、やっぱりこれも、結局はですね、計画 的にしとけばこういうことにならなかったのが、ばたばたされた、その結果だというふうに 私は思います。

今の市長は、もともと最初市長に就任されるときに、今のこれまでの市政は、なかなかき ちっとした計画のもとに行政を執行してこなかったと。行政もこれからは計画、まず計画重 視、計画が7割ですよっていうふうなことを公約の中で言われてると思うんですけどね。

そういうところの、やっぱり計画的な行政の執行ちゅうですかね、そこら辺で、これに限らずですけどね。学校給食センターが始まったときの経緯もそうやし、ラ・フォル・ジュルネもそうやし、そういうとこはやっぱりもうちょっと改めて、そういう意味では、今、毎年見直しとかいうことで実施計画も現在、以前は、公表されたのは、公表ちゅうか管理名が入ってたんですね。それが今ないですよね。

だからそういうのも含めて、何か必要じゃないかなちゅうのを申し上げておきます。 答弁は要りません。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

私も今のところでなんですけれども、これ今後負担をさらにしなければいけないという部分があったら教えていただきたいと思います。

小栁秀和財政課長

はい、負担につきましては、今後の部分についてはございません。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

それとあと1個、ちょっと懸念するのが今回のようなケースであると。

恐らく、なぜここの部分に一般会計からどんとお金がつぎ込まれたのかっていうところで、 当然、何でしょう、来年度の総務の予算で、来年度のこの予算の中で、多少ここの部分が削 られてしまうようなことというのはないのかなっていうのを少し思うんですけれど、そうい ったところがないように内部で調整をお願いしたいなと思いますんで、よろしくお願いいた します。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

中村直人委員

今の状況、今の状況と一緒ですけれども、本来予算編成するときに地方自治体の予算編成と国が今度決めていく、今国会があってる中で、最終的に4月ぐらいにしか決まらないけどね、暫定的にも。衆議院で通過して、参議院でまた審査ということで、地方の議会の予算編成はもう3月議会に当初を出すわけだから、事前の予算を組んでいかなければいけないのに、大枠こういったことであろうという予測のもとに、立てていくわけよね。ちょっと国会が、まだ今会期中だけど、会期末、本来は会期末で決定だけれども、これ予算がする場合は、ちょっとずれがあるわけよね。だから、そのずれが生じてくるのは当然のことなんです。

ただ、問題なのは予算編成のタイムスケジュールが若干違うからこういったケースは起きるけれども、今後、また申請によれば、これ採択されて、受請されれば、市債を削ってもいいわけだから、そこら辺の努力は必要だろうけれども、これはもう予算の関係だから、予算だから、財政は。だからそういった面のね、やはり前もって、前向きにとらえていく予算編成をしていく、これが一つの、この今の地方と国の、この財政のあり方のひずみなのよ。

だから、地方分権の中で一括きちんと地方に財源を与えると、それが自由に地方で使ってくださいよということになっておれば、こういう問題起きないわけよね。

だからそこの制度の問題というのを我々きちんと見ないと、ただ一個一個の、個別のね、 交付金、補助金だけをやりとりするんじゃなくして、だから地方分権が大切なんだよという ことなんです。

でも今はもう、やっぱしまた昔に戻って、国会議員に頼まないといけないと、なぜ陳情来 んやったかと。何かそういったあれが端々に出てくるわけよね。それじゃいけないんじゃな いですかと、お願いに来んやったからつけなかったとか、そういったやり方はもう古いです よという、今の時代でしょう。

だからそういった面で地方分権であれば、いろんな仕事だけ押しつけるんじゃなくて、こういう財源も一括してぽんと、自由に、自由裁量でお願いしていいですよということでやっておけば何の問題もないわけよ。

だから、そういった仕組み、制度をね、やはりきちんと変えていきましょうよというふう に地方議会はならないといけないということをやっぱり指摘をしておきたいと、このように 思います。

国松敏昭委員長

ほかはないでしょうか。

私のほうからいいでしょうかね。

歳出のほうの2番目で、一般管理費で災害補償費のことで、金額的に補正が2万3,000円 上がっておりますが、この中身、どういう状況で、この指を挟まれたということですが、も うちょっと詳しく、その経緯、を教えていただきたいと思います。

古賀達也総務課長

簡単に自動ドアのところで手を挟んだということですけれども、2月の業務終了後に閉館のために施錠するために、自動ドアの電源を切って、手でですね、閉めていたところ、勢い余って指を、ドアが勢いついて、ドアで指を挟んだということで、少し打撲と、あとすり傷であったということで聞いております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

そしたら、職員以外の方が、そういうことは、何かそういう普通の人はしないということですよね。高齢者とか、いろいろ、人が当然利用するでしょうけど最終的なそういう締めのときやけんが、職員だけしか携わらないということ。この、あの、あれは。

古賀達也総務課長

はい、職員しかこのような事態にならなかったというふうに思っております。

一応担当課のほうに確認いたしましたところ、再発防止のために、指挟み防止のための器 具を施錠の際に装着することといたしたということでお聞きをいたしております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

じゃあ、マニュアルとかそこら辺まで要らんね。要するに今、はい、わかりました。ほかはございませんでしょうか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

 ∞

議案甲第13号 鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第13号 鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例を議題といたします。 執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長

それでは議案書に基づきまして御説明をしたいと思います。議案書の2ページをお願いい たします。

それでは、議案甲第13号 鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、この条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正がなされましたので、それに基づきまして、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額を改正するものでございます。

内容といたしましては、表の一番左下の5年から10年未満勤務の団員につきましては5万6,000円、それ以外の団員につきましては、一律5万円引き上げるものでございます。そして 平均の増額率につきましては、約15%となっておるところでございます。

なお施行につきましては公布の日からとしておりますけれども、経過措置といたしまして、 平成26年4月1日以降に退団した消防団員に係る退職報償金の支給から適用することといた しております。

以上簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成冨牧男委員

今は一番肝心なですね、何で引き上げられるのかっていうのが余り説明なかったと思います。

今、公務員賃金とかずっと下がってますよね。そういう中で、なぜ消防団員が上がっているのか、何となくわかるような気はしますけども、一番肝心な理由をお願いします。

古賀達也総務課長

今回増額された理由につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する 法律において、団員の処遇改善のため、国において、退職報償金の引き上げがなされたもの と聞いております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

成冨牧男委員

ちょっと最後のところ聞いておりますが、気に入らんけど。主体的に答弁してほしいんで

すが。

あとはまた議案外で言われたらいかんのですけども、ちょっと関連で言いますとですね、 処遇改善、団員確保のための処遇改善、よくわかります。

ところが一方で、鳥栖市の、前の委員会でもちょっと質問しましたけども、いわゆる出動費用弁償ちゅうのが、個別に、別物としてそういう条例がありません。単価を大きく、そのかわり報償費やったですかね、報償費の中に入っとると。報償費も大体1人当たり年間幾らということで入っているということ――あと違うとったらちょっと言ってもらっていいです――っていうことでした。その金額を聞くとですね、1回当たり出動手当、費用弁償っていうとこもありますけど、830円ですよね、830円。830円の費用弁償、県内でもまちまちですよね。いろいろな金額あります。千幾らのところもあります。

で、福岡県なんか見ると、それこそ中村委員が指摘されたように、福岡市なんか、基準財政需要額そのまま7,000円か、それこそ上限があったり、限定されたり、こういう場合に出すて限定されてるかとは思いますけども、そういう金額もあります。それから二千何百円ちゅうのはざらです。

私そういう意味ではですね、下がって、統計上、統計でみると、全国的にも一番平均で低い佐賀県。大体何か佐賀県はそのくらいですね、そういう金額をですね、もう少しそこら辺も、支給方法、それから単価含めて考えるべきじゃないかと、団員確保って言うならばですね、そういうところを要望してきます。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

中村直人委員

今の問題とも絡みますけれども、この消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 施行令ですね。ですから今回は、こういったことを具体的に条例で定めなさいということに はなってるんですよ。ね、なってるんでしょう。

で、ほかに退職報償金等が発生をする、極端言えば民生児童委員だとか、ほかのいろいろな役職がありますよね。

そういった中で、これだけ退職報奨金が支給される、公務的な、準公務的な任務をされる 団体、そういったものがほかにありますかどうかっていうことを一点聞いておきたいと。

古賀達也総務課長

退職報償金的な退職に伴う手当、報償をしているという分については、消防団員だけだと いうふうに認識いたしております。 以上でございます。

中村直人委員

今本当に消防団のなり手がないだとか、それからほかのものもそうなんですよね。なり手がないと。でもこれだけの支給など手当を若干厚くしてでもやっぱりなり手がないと。

この根本的なところを解決しないと、ただお金を上げますよということだけじゃできないんじゃないかと思うんですよ。他のものもないわけでしょう、ほかの退職金があるというのは。もう費用弁償だとかなんかで、それから交通安全市道員も年間幾らと条例でうたってるわけでしょ。逆になんかの時に引き下げましたよね。1,000円ぐらい交通安全指導員も差があったと思うんですよ。それもなり手がいないんですよ。そういうのは引き下げる、消防団は上げる。これは国家組織法みたいな感じで、だから上げるんですかとならざるを得ないんですけれども、そういったものがあってはいけないと思うんですよ。これは下げる、これは上げると。同じくなり手がないというのはもうわかってるわけですから。

これは一つには社会現象、やっぱり変わってきたからだと思うんです。昔はやっぱし企業も非常に地域貢献というものを尊重して、消防団員になってる人結構いたんですよ。我々は国鉄でしたけれども。いざ火事のときはもう率先していきなさいとやってたんだけれども、今の企業はそうはならないと思います。逆にその会社のために頑張んなさいだから、地域でそんなことあっても、行けませんよと。だからその自分が休みのときだけ、だから夕方から明くる朝出勤する前までの間しか行動されないわけですね。

ですから、そういった面のやっぱり企業等に対するいろんなものをやっぱりこの対策としても練っていかないと、やはりある程度自由に行動できるようなですね、範囲をやっぱり、権限をある程度持たせないとなかなかなり手はないと思うんですよ。ましてや仕事に行くのはもう鳥栖にある企業に勤めじゃなくして、もう福岡やどこ、遠いとこに行ってるわけでしょう。働きに行きよる。そげな人たちがやっぱりなっても実働隊として役に立たないんですよ。

それよか消防本部の強化したほうがよっぽどいいんだろうと思うけれども、ですからそこら辺もやっぱり根本的なところをしないと、ただ単なるお金だけでこうこうしますよという問題ではないと思うんだから、やっぱりほかのものともやっぱりちゃんと照らし合わせて、消防団だけがこうだということじゃなくして、ほかの組織に対してもそういった面はきちんとやっていかないと、なかなかこの地域社会というのが今、みんなで頑張りましょうと言葉では言いよるけれども、実際的にはそうはならないと思う。隣の人は何する人ぞになってしまってると思う。

だから、そこら辺の根本的なところをやっぱり解決策を見つけないと、まちづくりをしま

しょうとかいっぱいこのかけ声はいいんやけども、なかなか個々人の気持ちというものは、 そうなってないというのが現実じゃないかと思うから、やっぱそこら辺を本当に消防団だけ の支給じゃなくして、ほかのものに対してもね、やっぱり、何らかの形をしていかなければ いけないんじゃないかと、こう思うんですよ。

ですから、片方では減らす、片方はふやす、そういったアンバランスがあってはいけない。 やっぱ仕事をする、地域のために貢献するのは一緒だから、だからそういった意味含めてね、 やっぱり全体的なバランスというもの考えながら対応してほしいと、こう思っておりますの で、よろしくお願いしておきます。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

∞

議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び 規約の変更について

国松敏昭委員長

次に、議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規 約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長

はい、それでは議案書の4ページをお願いいたします。

議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございますけれども、これは佐賀県総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議をしたいため、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

協議の内容といたしましては、一つ目に組合を組織する数の増加といたしまして、伊万里・有田消防組合が設立をされたため、数の増加を行うもの。

二つ目の規約の変更でございますけれども、同組合が議会の議員その他非常勤職員公務災 害補償等の事務の共同処理に参加するために規約の変更を行うものでございます。 なお、施行期日につきましては、知事の許可があった日ということでございます。 簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[発言する者なし]

御意見ございますでしょうか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

国松敏昭委員長

次は陳情の協議でございますが、陳情に関係のない課については、退席していただいて結構でございます。

入れかえのために暫時休憩をいたします。

午前10時38分休憩

 ∞

午前10時39分開議

国松敏昭委員長

じゃあ、再開をいたします。

 ∞

陳情第10号 要望書(鳥栖市市発注建設工事の最低制限価格について)

国松敏昭委員長

次に陳情第10号、要望書鳥栖市市発注建設工事の最低制限価格についてを議題といたしま

す。

この陳情は、市内土木Cランク一同の6業者より議長宛に提出され、当総務文教常任委員会に送付されたものでございます。協議を行うものでございます。

陳情書についてはお手元に配付いたしているとおりでございますが、まず、執行部に対し、 次の点について御説明をお願いしたいと思います。

1点目でございますが、鳥栖市発注建設工事における最低制限価格の設定の方法について、 それから2点目でございますが、鳥栖市における落札率などの状況、以上の点について、御 説明をお願いいたします。

三橋和之契約管財課長

ただいま委員長から御質問があった点について、御回答させていただきます。

地方公共団体の契約につきましては、地方自治法の規定により、経済性の原理を旨として 競争入札によることを原則とし、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札された業者を落 札者とすることとされております。

しかしながら、いわゆるダンピング、公正な競争妨げるような不当に低い金額での入札価格である場合、工事品質の低下が懸念されることから、最低制限価格の制度により、一定の工事品質を確保するために最低限必要な契約金額を設定をいたしまして、こうした事態を防止することとされております。

本市におきましては500万円以上の工事の入札において、この最低制限価格を設定をいた しております。

最低制限価格の設定方法といたしましては、材料費、労務費、機械費などからなる直接工事費と、運搬費、準備費などからなる共通仮設費を合計した金額といたしております。上限を予定価格の85%、下限を予定価格 3 分の 2 、この範囲内での予定、最低制限価格ということで設定をいたしております。

次に、本市発注の土木工事に関します落札率につきましては、平成24年度平均95.7%、平成25年度は96%、平均96%となっております。なお、最低制限価格での落札実績はございません。

また、現在、ただいま議題となっております土木C級、入札参加制限設計価格800万円未満ということでの土木C級の落札率につきましては、平成24年度は96.43%、平成25年度は96.4%となっております。

なお、道路工事C級につきましても最低制限価格での落札実績はございません。

以上、御答弁とさせていただきます。

国松敏昭委員長

はい、ありがとうございました。

委員の皆様方から御質問等がありましたらお受けいたします。

下田 寛委員

御説明ありがとうございました。

陳情書の一番最後に、最低制限価格を90%程度に引き上げていただきたいという趣旨のことが書いてあるんですけれど、これを行うことで、何でしょうかね、今現状では96%未満の落札はないというお話でしたけれど、最低制限額を90%程度に引き上げたら、プラスアルファでどういった効果が期待できるのかっていうのを、執行部の方どう認識をしてあるのかっていうのをお伺いしたいんですが。

国松敏昭委員長

ちょっと、答弁の前にすいません。

小石副議長から傍聴があっておりますので、許します。

どうぞ。はい、担当係長かな、名前何て言いよったかな。

立石光顕契約管財課契約検査係長

今回の陳情に従って、本市の最低制限価格の設定を引き上げた場合に、どうなるのかということでの質問かと思うんですが、もしこれ引き上げてですね、下がる、落札率が下がる可能性があるのかということで言えば、そのようになるかどうかっていうのは不明のことになります。

ただ、下がる可能性として原因があるとすれば、やはり最低制限価格での落札が、現在の ところは生じないところなんですが、これが生じることが考えられます。

そして、ただこの場合について、確かに落札率は下がることになりますが、通常は最低制限価格での落札のときには複数の業者が、入札金額をですね、最低制限価格に合わせて入札してまいりまして、最後はくじによる抽せんで落札者が決まるという手続になることが多くございます。

1 社だけが最低制限価格で入れられたら、1 社だけなのでくじ引きにはならないんですが、 大概の場合はそうやって、多くの業者さんが最低制限価格に並ぶというような場合が多くご ざいます。こういう場合について、確かに落札率は下がるんでありますが、公平性という観 点からは、抽せんという方法は確かに公平ではございますけれども、やはり競争入札であり ますので、業者がみずからの努力で詳細な積算をされて、入札金額を入れられるというのが 本来の入札の姿でございます。

そういう意味でいいますと、こういう本来の競争性という意味からは、その影が非常に薄くなりますので、余り望ましい入札の形態ではないのではないかと認識をいたしております。

また最低制限価格での契約ということになりますと、確かに市としては安く発注できるという側面もございますが、あくまでこれは業者間の過度の競争ということになってまいりますので、長い目で見ますと、そういうのが続くようであれば、地域経済や雇用に徐々にマイナスの影響を及ぼすのではないかということも懸念されます。

以上です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

ほかにに御意見ございましたら。

成冨牧男委員

ちょっと私もこれ意味がいまいち、状況がわからなかったんですけど、この価格、500万円以上の建設工事には、例えばCランクだけしか入れないのか、A、Bランクも入れるのか、どういうふうになっておるんですか、これ。

立石光顕契約管財課契約検査係長

土木工事についての、入札の参加制限設計価格のほうを御説明させていただきますと、まずA級、B級、C級ございますが、A級が設計価格として2,500万円以上、B級が800万円から2,500万円未満、C級が800万円未満ということになります。

ですので、C級については今回最低制限価格が500万円以上の工事について適用すると言っておりますので、C級については、場合によっては、例えば200万円とか300万円とかいうような工事の入札に参加する機会もございます。

こういう場合については500万円を切りますので、最低制限価格の設定はない工事になります。

500万円超えるものについては、C級も800万円までの幅のものについては、入札の参加が ございますので、A級、B級、それにC級についても参加の機会があるということになって まいります。

以上です。

成冨牧男委員

ていうことは、若干ダブるところがあるんですね。B級も参加できるC級も参加できるっていうところ。

立石光顕契約管財課契約検査係長

はい、A級とB級につきましては、設計、参加制限価格自体がA級は2,500万円以上、B級については800万円から2,500万円ということになりますので、必ず最低制限価格を設定した金額での入札になってまいります。

C級につきましては、一部500万円切る工事については、設計がないということになって まいります。

以上です。

成冨牧男委員

すいません、ちょっと私がよう理解しとらんけん。

B級、例えばC級だけしか参加できない価格というのがあるのか、それと今の、今の質問は、B級とC級が重なって応札できる、そういう参加できる価格帯ちゅうか、予定価格帯があるのかということですね。

三橋和之契約管財課長

先ほど係長が御答弁させていただいたとおり、今回のC級の部分につきましては、800万円未満の工事についての指名競争入札になりますから、金額が例えば500万円以内であれば、500万円ちょうどとすれば、これはC級の対応ということになります。900万円ということになりますと、800万円を超えておりますので、これはB級の、ということになります。

そういうことで価格によって区分けをしております。ダブることはございません。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

久保山博幸委員

趣旨が私ちょっと理解できてないんですが、要するにそのC級は800万円以下ということですよね。

この趣旨は、要望の趣旨は、要するに500万円以下の分については最低制限価格がないから、幾らでもいいということですよね。だからそれじゃ困るから500万円以下の分についても、最低制限価格を設けてくださいという趣旨、趣旨でいいですよね。

三橋和之契約管財課長

要望の趣旨につきましては、この出された6業者様の御意向というのがあられると思うんですが、要望の文面を見る限りにおきましては、下から3行に書かれてあるとおりの記載だというふうに思います。

趣旨につきましては申しわけございません、ちょっとこちらでははかり知れないということになります。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

久保山日出男委員

今の課長のほうが6業者ということで、この陳情書の中には一同と書いてますが、何業者で、まずあられるのか。

三橋和之契約管財課長

土木Cクラスにつきましては、現在の7業者ございまして、お手元の6業者にひとつ有限 会社豊という業者が1件ございます。合計7件ということになっております。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか。

久保山日出男委員

そうなるとですよ、まずあのC級だけが最低価格を提起されてきておりますね。やっぱり AもBもあることだし、その他の造園業界、いろいろありましょうが、それぞれの中の絡みもあるでしょうけども、その辺のところはどんなふうに考えられてきますかね。Cクラスだけがきてますから。

三橋和之契約管財課長

今回のこの要望書につきましては、本市の土木C級、Cクラス7業者中6業者によるもの ということでございます。

先ほど最低制限価格制度の内容等々について御紹介をさせていただきましたが、この具体的な設定方法ということなりますと、本県土木C級のみならず、同じ土木のA級、B級、その他、建築、舗装、造園、管工事などすべての業種、等級の工事に影響を及ぼす事項だと考えております。

以上でございます。

久保山日出男委員

とにかくこれ最低価格を決めても、やっぱりここに、文章にもうたってあるように、品質の低下、あるいは、災害等がおきた場合の、その責任所在まで関連することでありますし、 入札制度自体は、ある程度の負担を決めていくべきじゃないかなとは、それは思います。

しかしその範疇が極端なことあってるのか、実際そのようなことはないのか、そこら辺の ところ。

教えられる範囲でいいです。言えない部分は結構でございます。

三橋和之契約管財課長

先ほどの本市の状況で御紹介させていただきましたとおり、また、せんだっての一般質問で御答弁をさせていただきましたとおり、本市におきましては、幸いなことに不落、不調ということは、ここ一、二年起こっておりません。

また、落札率につきましても先ほど御紹介させいただいた95%前後で推移をしているところでございます。

今後、社会情勢等がまた変われば、そこら辺懸念もございますし、対応も必要かと思って おりますが、現在のところ、先ほどから繰り返し申し上げますとおり、不落等が起こってお りませんので、現状のまま進めたいということで思っておる次第でございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

それでは、これまでいろんな入札があってるおりましょうけども、その最低価格の金額をですね、決められて入札になってきたとしますね。

その中で、ああこれは妥当だとか、これは品質で、これくらいはできるんだと、いやこれ まずい、安いな、大丈夫かなとか、そういう疑問を持ったことありますか。

技術屋さん監理しますけん。いないからどうかなと思うけど。

三橋和之契約管財課長

設計価格、それからその設計価格、予定価格の範囲内での制限価格の設定ということで、数値的に言いますと、予定価格の3分の2から85%の間という設定でございますので、あとの具体的にできるのかということにつきましては先ほど申し上げたとおり、最低制限価格につきましては予定価格のその範囲内での設定ということにしておりますので、その価格外での予定、最低制限価格そのものを設定しておりませんので、そういう事態はないものと認識しております。

以上です。

久保山日出男委員

今回はこのCクラスで来ておりますが、今後Cクラスのみの最低価格を決めようとしてるのか、それとも今後あらゆる、A、B含めての中を考えているのか、総務部長の考えをお聞かせできれば。

野田 寿総務部長

はい、今回はC級からの要望ということでございました。

契約制度というのはC級に限らず、全てのA、B、C土木、建築、管工事全て共通でのシステムということで動いてますので、C級だけ異なる制度とるというのは、もう当然不可能な話になってきます。

入札制度というのは公共事業での中でも非常に、どういうふうにやっていくかという関心 事でもございます。税金は投入されるわけですので、競争原理を取り入れ、最も安いところ との入札の本来の経済性を求めるということでもございますけども、最低制限の趣旨、制度 の趣旨というのは安いだけでなく、成果品の高い品質も確保していくということも必要と考 えてます。

市内業者の育成も考慮しつつ、本市としては、公平性、透明性が高い入札制度を目指していきたいというふうに考えてます。

入札制度のあり方については、いろんな角度からの考え方も調査研究しながら、今後とも 検討していきたいというふうに考えております。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

久保山日出男委員

はい、ありがとうございました。

成冨牧男委員

何かですね、これ、この陳情書は、文面にはあらわれとらんところの何か趣旨があって、 文面だけ見ると余りわからんとですよね。最低制限70%以下に持っていかないかんという話 じゃないから、今、実際の実績から言うても、95%とか96%と言われてましたよね。そうす ると、何なのかと。市役所からの無言の圧力を、また70%、最低制限価格そげん90%ぐらい で出すなちゅう話、そういう話でもないごたるし。

ちょっと1点だけ質問しておきます。

ほかのは、その県の基準もあって90%になっとる。で、鳥栖市の500万円以上の建設工事、これは、最低価格は70%という意味ですか。じゃないですよね。70%を下回る金額というのはどういう意味ですかね。じゃあちょっとこい私、読みそこのうとるですね。

そこんとこ、もう……。

三橋和之契約管財課長

本表紙では要望書、中身は陳情書ということで記載されてありますが、この記載をされた のはこの6業者様が書かれた分であって、うちのほう書いた文書ではございません。

先ほどから、鳥栖市の場合の最低制限価格の設定方法ということで御説明をさせていただいてる中身でいきますと、ちょっと私もはてなというところはございます。

これはあくまでも6業者様のほうから上がった分でございまして、うちが上げてる分では ございませんので、そこの見解については御容赦いただきたいと思います。

成冨牧男委員

了解しました。はい、失礼しました。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。

ちょっと今話が重複するかと思いますが、今、この陳情の趣旨といたしましては、そこの 陳情書に書いてありますように、鳥栖市発注すべての工事を最低制限価格90%程度に引き上 げていただきたいという、こういうことだと理解していますが、この趣旨について、再度執 行部としての見解をお聞きしたいと思います。

三橋和之契約管財課長

先ほどから何回も同じような言葉で申しわけございませんが、今回の陳情につきましては、本市土木C級7業者のうちの6業者様からの要望、陳情ということと理解をいたしております。

先ほども申し上げましたが、本市入札における最低制限価格の制度の設定方法につきましては、この土木C級のみならず、土木のB級、A級、他の建築、舗装、造園、管工事など全ての業種、等級の工事に影響を及ぼす事項だと考えております。

本市におきましては、先ほども御答弁の中で申し上げましたが、最低価格での落札が頻発 しているわけでもございません。

ということから、県と同様にですね、現時点で、県と同様に最低制限価格を価格を引き上げるという必要性には乏しいものだと、いうことで判断をいたしております。

ただ、今後、社会情勢、それから、実際の落札率の推移等々を注意深く見て、必要であればそういう対応の検討、検証、これは必要だというふうには考えておりますが、この要望書に対しての必要性については、現在のところ、その必要性は乏しいものではないかと、いうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ただいまの執行部の見解を踏まえて、今の答弁に対しての皆さんからの御意見あれば、賜 わっておきたいと思いますが、いいでしょうか。

はい、ありますか。

中村直人委員

こちらがどういうっていうことは難しいところがありますけれども、国立競技場の解体が 決まってるけれども、これに対しても最低制限価格状況かなんかで、入札なしなんよね。

だから随契でも持っていこうかというぐらいの考えを持ってるんですけれども、そういったところまでの考えは持たないのですか、どうですかということだけ1点、ちょっとお伺いしておきます。

三橋和之契約管財課長

今の御質問につきましては、さきの一般質問で久保山日出男議員の一般質問のお答えをさ

せていただいたとおりでございまして、幸いなことに不落、不調があっておりませんが、不落、不調ということになれば、再入札とか、いろんな手続に時間を要するということで、時間、それに税金の無駄ということにつながりますので、そこについては一定注意を図る必要がございます。

ただ、これも御答弁で申し上げたとおり、平成24年、平成25年の不落、不調の実績がなく、 今年度についても、幸いなことに昨日まで、不調不落の実績ございません。

ということで、不落がないからほっておくということではございませんが、社会情勢、本 市の動向、注意深く見守りながら、適正な入札事務に今後とも努めてまいりたいと考えてい るところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

国松敏昭委員長

この件に対しては、委員間で協議の必要があるかどうかちょっと確認をして、まとめについては採決後の、委員の了解を得て進めていきたいと、こういうふうに思いますが、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

はい。それでは、陳情第10号についての協議を終わります。

∞

国松敏昭委員長

以上で総務部関係議案の質疑及び陳情の協議を終了いたします。

次に教育委員会教育部関係議案の審査を行いたいと思いますが、執行部の入れかえございますので、暫時休憩をします。

午前11時 4 分休憩

午前11時15分開議

国松敏昭委員長

じゃあ再開をいたします。

∞

教育委員会事務局教育部

国松敏昭委員長

これより教育委員会教育部関係議案の審査を行います。

教育委員会関係議案については、議案乙第18号及び議案甲第12号でございます。

 ∞

議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算 (第1号)

国松敏昭委員長

まず、議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)議題といたします。 執行部の説明を求めます。

園木一博教育部長

おはようございます。委員会の議案審査に入ります前に、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日御審議を賜わりますのは、議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例及び議案 乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算 (第1号)の教育部関係補正予算でございま す。

まず、議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例につきましては、本年9月本格稼働を目指し建設を進めております学校給食センターにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、設置条例の制定をお願いするものでございます。

また、補正予算の概要につきましてでございますけれども、歳入につきましては、小・中学校普通教室の空調整備に伴う国の学校施設環境整備交付金の採択がされなかったことに伴う減額及び市債による財源調整、さらにはスタジアム改修に関するスポーツ振興くじの助成の補正をお願いしているものでございます。

また歳出につきましては、文部科学省の調査研究委託事業委託金を活用した小中一貫教育の調査研究に要する経費、受託事業で行います民間開発に伴う市内遺跡緊急発掘調査に要する経費、鳥栖スタジアムネーミングライツ契約に伴います企業特典事業に要する経費、合計

730万3,000円をお願いいたしております。

内容につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、どうぞよろしく御 審議賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

じゃあ、引き続いてよろしくお願いします。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

それではお手元に配付をさせていただいております平成26年度6月市議会定例会総務文 教常任委員会資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず1ページからでございます。

歳入、款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目4. 教育費国庫補助金、節2. 小学校費 国庫補助金及び節3. 中学校費国庫補助金、おのおの、5,560万円、1,380万円の内示に伴い ます不採択ということで、おのおの減額の計上させていただいております。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、学校教育課から、款15. 国庫支出金、項3. 委託金、目4. 教育費委託金、 節1. 教育総務費委託金、補正額は77万円でございます。

これは小中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究事業委託金で、文部科学省への応募により、研究助成金をいただく事業というふうになっております。

以上です。

石丸健一スポーツ振興課長

2ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目7. 教育費県補助金、節5. 保健体育費県補助金の1,200万円の減額につきましては、スポーツ振興くじ助成金の内示に伴いますスタジアム改修事業の財源内訳の変更でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

はい、生涯学習課でございます。

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節5. 教育費受託収入、埋蔵 文化財発掘調査受託料でございますが、これは開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託するも のでございます。

調査にかかる経費につきましては、開発を行う原因者の負担となることから、埋蔵文化財 調査にかかる経費400万円を受託費として計上いたしております。 以上です。

石丸健一スポーツ振興課長

その下でございます。

項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入でございます。

スポーツ振興くじ助成金が4月25日付の内示に伴います2,400万円の補正でございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

3ページをお願いいたします。

款22. 市債、項1. 市債、目4. 教育債、節1. 小学校債4,170万円、同じく節2. 中学校債1,000飛び40万円につきましては、先ほど御説明を申し上げました学校施設環境改善交付金の不採択に伴います財源の調整でございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

節3.保健体育債の900万円の減額につきましては、スポーツ振興くじ助成金の内示に伴いますスタジアム改修事業の財源内訳の変更でございます。

歳入につきましては以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして4ページ、歳出について御説明いたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目3. 学校教育事務局費、節8. 報償費は小中一貫教育コーディネーター研修会の講師謝金、鳥栖中校区小中一貫教育中間発表会等に係る講師への謝金となっております。

節9. 旅費は、鳥栖西中学校で行います小中一貫教育研究発表会や、鳥栖中校区で行う中間発表会等に係る講師旅費補正させていただいております。

節13. 委託料は、小中教育、小中一貫教育に係る講師や、教師や、保護者アンケートを実施しておりますけれども、そのデータ処理関連経費を委託料として計上させていただいております。

節18. 備品購入費は小中一貫教育に係る参考図書購入費として12万円をお願いしております。

以上、目3. 学校教育事務、節8から節18まで全て歳入で述べましたけれども、小中一貫 教育に係る文科省の調査研究事業委託料の中から支出ということになっております。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

その下、款10. 教育費、項2. 小学校費、目1. 学校施設管理費につきましては、先ほど

来、申し上げております歳入の減額によります財源の調整でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

同じく目1. 学校施設管理費、失礼しました、項3. 中学校費、目1. 学校施設管理費につきましても、同じく財源の調整でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

続いて、項4. 社会教育費、目5. 埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入のほうでも御説明いたしましたように、開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査を原因者から受託して行うための経費でございます。

例年当初予算のほうで500万円を予算化いただいておりますけれども、今年度受託する発掘調査費がこの500万円では不足することから、増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、資料の8ページのほうをごらんいただきたいと思います。

今回補正をお願いしております埋蔵文化財発掘調査の概要でございます。

調査対象時は内畑遺跡で、元町にございます鳥栖西町郵便局の北側にございます土地で、 アパート建設及び宅地造成をするというものでございます。

調査期間といたしましては、平成26年5月7日から6月30日を予定しております。

なお調査費の内訳といたしましては、文化財発掘などに係る作業員の人件費、並びに空中 写真及び遺構実測委託料、そのほかバックホーなどの機械器具の借上料などを今回計上いた しております。

以上です。

石丸健一スポーツ振興課長

項5. 保健体育費につきまして御説明申し上げます。

- 目1. 保健体育費の節11. 需用費につきましては、本年4月に改選がございましたスポーツ推進員の新任4名の方のジャージ、ウインドブレーカーに要する経費でございます。
- 目3. 体育施設費の節13. 委託料のうち、設計監理委託料500万円につきましては、スタジアム改修事業の電気工事等の関係、電気工事関係工事等の設計監理に要するものでございます。

なお、節15. 工事請負費を精査し、500万円減額調整することとし、全体事業費の変更は ございません。

また、同じく委託料のうちネーミングライツ企業委託料、企業特典事業委託料278万3,000 円につきましては、4月の委員会で御説明させていただきました件でございます。

昨年12月27日に締結いたしました鳥栖スタジアムネーミングライツにおける企業特典に

ついて、平成26年度の事業内容の決定が3月28日となり、当初予算計上が困難であったことから、現計予算流用により対応をさせていただきました。このことから、今回、補正予算をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。

国松敏昭委員長

ただいま執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

久保山日出男委員

歳出のほうの4ページ、資料のほうでございます。

教育総務費、学校事務局費でございますが、この小中一貫教育の中での謝金、旅費。

これは、何名分の謝金なのか、それと旅費なのか。

柴田昌範学校教育課長

4ページの報償費と旅費に対するお尋ねについてお答えいたします。

謝金につきましては、まず、小中一貫コーディネーター研修会、これに大学の教授である 倉本先生のほうに2万円、それから鳥栖中校区小中一貫教育の中間発表に達富先生という大 学の先生に2万円、それからですね、各3校の、鳥栖中校区の3校に対しまして出前授業と いうことで、3回、3校分ということで1万円ずつの9万円、計13万円ということで考えて いるところです。

続きまして、旅費についてですけれども、先ほど言いました大学教授の倉本先生とコーディネーター研修会で来ていただきますけど、これに約6万2,000円、それから西中校区に来ていただきます呉市教育委員会のほうに3万3,000円ほど、それから達富先生、鳥栖中校区の中間発表会のほうに7,360円、それから、ちょっと講演会をしていただく方、東京からの分で4万8,000円、以上の分で考えております。

以上です。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

ほかはございますでしょうか。

成冨牧男委員

交付金の学校施設改善交付金の財源調整の部分。やっぱ理由ぐらい説明せんといかんじゃないですか、せめて。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

1ページでございますけれども、それぞれ小学校費国庫補助金、中学校費国庫補助金にお

きます5,560万円及び1,380万円の減額につきましては、昨日の議案審議等でも御説明を申し上げましたように、国の内示によりまして、不採択という状況になっております。

その状況を文部科学省担当部局に電話等で確認をいたしましたところ、今回の交付金につきましては、かなり全国規模で応募が多かったこと、それから、その中でも耐震の施工が優先をされたことが最も大きな理由として聞き取りをさせていただいております。

また、その次に多かったものとして、昨今の景気対策といたしまして、今年度事業の中でも、支払いが早いもの、例えば工期が早期に終わるものについて優先されたという聞き取りをしております。

これにつきましては、来年度以降も同じく踏襲されるという意見をいただいております。以上でございます。

成冨牧男委員

答弁のスタイルが、さっと流して答えるというスタイルもあると思いますけど、これ議案質疑でもあったし、一般質問でもあったしですよ、それで結構大きな金額ですから、やはり最初の説明のところで、きちっとこういうことでこういう事情に相なりましたっていう説明はやっぱりしてもらうべきじゃないですかね。

以上です。

園木一博教育部長

今回の小中学校の普通教室のエアコンの国の交付金が、残念な結果でございますけども、 不採択となったと。

で、事務処理としましては当然建築計画、11月に提示をし、当初予算でも財源として国庫 交付金を財源として見込んで、歳入計上も当初予算でさせていただいておりました。

しかしながら、先ほど次長申し上げましたように文部科学省の交付金の優先の関係等、耐震を優先する、また景気対策等を優先するというふうなことで、結果的に不採択をなりまして、その結果、財源として市債に財源調整をさせていただくような結果になったことについては、私どもとしてもやはり当初予算の編成部分、編成時を含めて十分注視し、財源の確保の見通し等の判断を今後とも十分配慮しながら、予算編成作業に当たっていく必要があるという認識をいたしておりますので、この場をお借りしましておわび申し上げ、今回こういった補正を計上させていただいてるということで御理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

下田 寛委員

済みません、スタジアムの改修工事について、改めてお伺いしたいんですけれど、今回これはどこを改修したというのは改めて教えていただきたいんですが。

石丸健一スポーツ振興課長

平成26年度の事業内容といたしましては、まず、芝ピッチの平坦化の工事が一つ。それから夜間照明の改修工事、それから、空調設備の改修工事、それと、館内共聴回線等の整備工事が主なものでございます。

なお、今回の補正につきましては事業内容の変更ということではなくて、県のほうから設計監理について、専門業者のほうで管理をお願いいしたい旨の話が協議の中でございましたものですから、今回、その分を全体工事費の中で調整をさせていただきまして、変更という形で計上させていただいております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

わかりました。

ちょっと関連質問になってしまうかと思うんですけれど、スタジアムは当然今はサガン鳥 栖が使っているというイメージは非常に強くあると思うんですが、今後、20年後とかを考え ると、このベアスタも本当にこのままでいいのかっていうのは当然考えていかないかんと思 うんですが、そういった点で、今、そういった将来を見据えた、スタジアムのあり方という のは、検討がなされているのかっていうのをお伺いしたいんですけれど。

石丸健一スポーツ振興課長

現在、想定しておりますのは大規模な保全計画でございます。

今、議員さんがおっしゃったような、20年、30年後ではなくて、ここ10年程度の改修計画、 保全計画しかございませんので、今の御指摘いただいた点は、今後検討していかなくてはい けない大きな課題だというふうには思っております。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

向こう10年の改修計画があると。それはやっぱり当然だと思うんですけれど、鳥栖市だけでは対応できない計画じゃないかと思うんですよね。

サガン鳥栖はもちろんですけれども、さまざまな機関に入ってもらわないといけないこと だと思うんですが、そこは誰と計画を練っているのかを教えてもらえないですか。

石丸健一スポーツ振興課長

基本的には鳥栖市の施設でございますので、鳥栖市で基本的な構想を考えております。

なお、施設の主な利用者につきましては、サガン鳥栖、サガンドリームスさんが、今主な使用者ということになっておりますので、意見要望等を前回の、昨年の改修工事、本年度の改修工事もそうですけれども、意見要望等取り入れるべきものは取り入れて改修を行っていくというスタンスを持っております。

下田 寛委員

わかりました。

じゃあ今後恐らく予算規模も莫大なものがかかると思いますが、そこも大体イメージがあれば、どういった計画になるかというのもイメージがあったら教えていただきたいんですが。

石丸健一スポーツ振興課長

現在市で市有施設全体の保全計画の策定が進んでおります。基本的にはその中で位置づけをしたいというふうに思っておりますけれども、おっしゃるようにかなり莫大な、現在の保全だけでもかなり大きな金額、今後塗装関係でもものすごい金額がかかるという試算が出ておりますので、財源、全体的な、ほかの施設との兼ね合いも踏まえて検討しなければいけないと。

具体的な年数、金額については、現在精査中でございます。 以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか今の、答弁。

ほかは、ございますでしょうか。

成冨牧男委員

4ページの款10、学校、3目の学校教育事務局費ですね。小中一貫の教育研究関係の予算だというふうに今説明があったと思いますけれども、その中で、一つは教育研究発表会。何か教育研究発表会っていうたら、私は何となく先生方がまた忙しいのかなというイメージがどうしても出てくるんですよね。

だから、ちょっとイメージがわかるぐらいの、先生方にどういう、1年間でどういうっていう流れ的な、概略でいいので説明していただくというのが一つと、それから委託料ですね。このアンケートデータ処理関連経費、270万円。これもう私の感じですけど、ああこげんかかるとかいなて、目的は何なのか、対象は何なのか、どれぐらい件数なのか、これもちょっと概略を説明してください。

以上です。

国松敏昭委員長

以上、2点ね。

柴田昌範学校教育課長

まず、研究発表会についてですけれども、以前は研究発表会というと、2日間とか丸一日とか、全員が授業、研究授業を公開してというふうなスタイルが多かったんですけれども、今回の6月議会でも成富議員さん御指摘のように、教師の多忙化等問題がありまして、なるべく負担をかけないような形で研究成果を発表するといったスタイルで研究発表会が行われております。

田代中校区の研究発表会のときは、各小、中学校で1本から2本ずつの公開授業。そして、 田代中学校の体育館に集まりまして、全体の研究成果の発表及び講師の方の講演というスタ イルでした。

今回また西中校区でも研究発表会を行いますけれども、西中校区につきましては、やはり 午後だけの半日日程での公開ということで、鳥栖西中学校に集まって、旭小学校、麓小学校、 そして西中の公開授業を行うといったスタイルで考えているようです。

また、講演会等も実施するということで、講演会というか、呉市教育委員会からちょっと 呼ぼうというふうなことも考えておりますけれども、あまり負担をかけない形で成果を発表 できるようなスタイルで考えているところです。

委託料の5万4,000円については、補正は5万4,000円になりますけれども、(発言する者あり)はい、はい。もともとの金額の分ですね。今回の5万4,000についてはもうアンケート処理のみを委託しようとしている分です。いいですかね。

成冨牧男委員

わかりました。私のちょっと、委託料は勘違いでしたね。

それで、負担の軽減はやってるということで、これ、実施要綱をみたいな、要領ちゅうんですか、そういうのがあるんでしょう。うん。

ただ、委員長、よかったらみんなにでもいいし、私だけもらう、あの実施要綱、この研究、 私だけでよかですか、もらうとは。

いただければと思います。はい。

国松敏昭委員長

それ、いいんですか、それは。

委員会に、委員会中提出できるわけですか。

柴田昌範学校教育課長

実施要綱というか、こういった形で研究発表会をしておりますという、全体に、昨年度の

分の研究発表会の御案内等、また中間、なんて言うかな、第一次案内等は、お示ししたいと 思います。

国松敏昭委員長

委員会として、そんなら提出してください。

ほかはございますか。

下田 寛委員

済みません、私も4ページの学校教育事務局費の備品購入費の小中一貫教育に係る参考図書って、具体的に何なのか教えていただきたいんですけれど。

柴田昌範学校教育課長

この分はですね、小中一貫教育に係る参考図書と書いておりますけれども、主に教科日本語を小中一貫の柱として考えておりますので、日本語教育に係る参考図書、子供たちに読んでもらえるような本を購入したいというふうに考えております。子供用の図書と考えていただいて結構です。

国松敏昭委員長

いいですか。

ほかはございますでしょうか。

久保山博幸委員

埋蔵文化財に関するところですけども、2ページ、受託収入400万円と。これは開発業者 のほうが負担するようになるわけですよね。

前にちょっとそういうことで、何か不満が出たんですけど、負担する分には、決まりだから、しょんないですけども、要するにその報告書、例えばその報告書ですよね。終わった後の報告書あたりは、例えば開発業者あたりに何らか成果品みたいな形で報告というのはあるんでしょうか。

国松敏昭委員長

今の、いいですか、趣旨説明は。

久山高史生涯学習課文化財係長

今の御質問ですが、もちろん委託契約を結ぶ以上、実績報告を終了後に送ります。

その後通常は次の年度に調査報告書を出しますが、その分につきましても当然委託事業で 行いますんで、成果品として納めることになります。

国松敏昭委員長

手を挙げて。

久保山博幸委員

開発業者のほうに報告、成果品ちゅうか報告するということで。はい、了解しました。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

質疑を終わります。

∞

議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例

国松敏昭委員長

次に議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例を議題といたします。 執行部の説明を求めます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

議案書によります説明をさせていただきます。議案書1ページをお願いいたします。

議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例でございます。

読み上げて御提案させていただきます。

(設置)第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、本市 に学校給食センターを設置する。

(名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称、鳥栖市学校給食センター、位置、鳥栖市蔵上町117番地3。

(業務)第3条 鳥栖市学校給食センターは、市立小学校等において実施される学校給食に関し、食用物資の調達、調理、運搬その他必要な業務を行う。

(職員) 第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、鳥栖市教育委員会が別に定める。

(附則) この条例は平成26年9月1日から施行する。

上記の議案を提出するものでございます。

提案理由といたしましては、学校給食センターの設置に伴いまして条例を制定したいため でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

ただいま執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

久保山日出男委員

いよいよ9月から給食が始まりますけれども、ここのセンター所長と書いてありますですね。やはり夏休み期間もありましょうから、食事つくる訓練っていうか、実際何回かやるっちゅうことはお聞きしましたけども、この人事的なものは、やはり兼務でいくのか、それとも単独のセンター長を置くのか。

それと、もし置くんであれば、早目に体制づくりを教育委員会内でお決めになり、そして、 執行部、市長部局のほうへの人事担当については早目にしていただいて、万全な体制をです ね、早く立てていただいて、本当にいろんな批判を浴びないで万全に、安全な給食体制でき るように、要望しておきます。

国松敏昭委員長

要望ですね。

久保山日出男委員

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますか。

下田 寛委員

これ別に定める部分はいつごろできるのかっていうのをお伺いしたいんですが。

国松敏昭委員長

答弁は。どの方ですか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

別に定めるものといたして当方で考えているものにつきまして、仮称でございますけれども、鳥栖市学校給食センター管理運営規程を条例の下に設けたいと考えております。

また、その規程に基づきます学校給食の実施に関する要綱、それから、物資に関する要綱、 給食運営委員会に関します要綱、その他物資調達選定委員会に関します要綱、それからアレルギーに関します要綱等を今月中におおむね要綱等をまとめまして、施行につきましては、 条例に合わせて施行をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

9月の施行に合わせてという話でしたが、今、次長が今月末までと言われた分に関して、 これ非常に議会でも注目度の高い、市民の人たちも注目度の高いもので、私たちもこれは一 応資料として見せて、事前に見せていただけるものなのかどうかっていうのをお伺いしたい んですが。

国松敏昭委員長

今の副委員長の話で、それできるんですか。

園木一博教育部長

先ほど次長のほうから御答弁差し上げましたように、条例の施行が基本的に設置条例ですので、運用開始が施行日という形になります。当然、別に定めるということで、運営に関連する規程等も整備する予定といたしておりまして、現在、法制担当部署とも内容の精査等も事務的には進めております。

それと、保護者の方々、学校関係者含めてですね、センターの運用の内容等の周知等も当 然進めることで準備作業を進めております。

先ほど、運営委員会、それから食材調達、それから物資の業者選定委員会等の具体的的な 組織も当然本稼働までに準備体制を整えたいというふうに考えておりまして、基本的には、 今後ですね、恐らく7月並び8月の作業になろうかと思いますけれども、関係者に御参画い ただくような運営委員会等の準備等も進めながらですね、施行については、規程からいきま すとやはり正式施行は9月1日という形にならざるを得ないのかなという考え方ではおりま すけれども、現在、まだ条文整理も含めまして、整理を、調整作業を進めさせていただいて いるところでございますので、大きな形として、概略の構成等が固まれば、そのお示しはで きるのかなというふうに考えておりますので、そういうところで御理解いただければありが たいなと思っておます。

国松敏昭委員長

それいつまで、示すのは。示すことができるちゅうことやろ。

だから、もう少し具体……、数字、日にちがわかれば。

園木一博教育部長

基本的にちょっと準備作業、最終的に精査できるものとして形として出せるのが、きょうの段階でいつということの御返事はできかねますけれども、当然7月ないし、8月、何らかの時期にはですね、まずもって学校関係者等も含めて周知等も図っていく予定にはいたしておりますので、その中でお示しができればと思っております。

国松敏昭委員長

今の答弁でいいですか。

成冨牧男委員

私も今んとこがちょっと危惧、危惧ちゅうかですよ、別に定めるで今の話やったら、まだ中身はよう、荒っぽく言えばですね、わかっとらん、またまだですみたいな感じやったんですけど、極端に言うとこの条例はもう骨の骨だけですよね、ここ書いちゃっとは。

ここに、例えば業務での最後のところ、食用物資の調達、調理、運搬その他必要な業務を 行うと、この中身の基本的な考え方、今まだ固まっとらんでもですよ、例えば、基本的な考 え方とか、そういうのっていうのはやっぱり、この条例ば出さっしゃるならですたい、もう この時点でやっぱり必要だと思うんですよね。

そうせんと、私たちは白紙委任みたいな、極端な場合別に定めんしゃったばってん、その内容が全くこの2年間ぐらいずっと説明されていた内容と、真逆とは言わんまでも違うとったと、例えば中村圭一議員が、わあそうですね、そうですね、そうですね、もうすばらしい、センターは今の学校給食よりもすばらしいやつができるんですねっていうことを言ってるおられたですよね。ああいう、やっぱ少しでも、せっかくここまでつくるならやっぱちゃんとした、ならにゃいかん。ところがそれが今のやつやったらもうほとんど見えないじゃないですか。

しかもですよ、6月、3月の答弁書だったですかね、答弁ここで、委員会の答弁かな、6 月の上旬ぐらいまでに大体基本的なやつは出しますって、恐らく答弁されてると思うんです ね。

そしたら、そういうことも含めるとですよ、この食用物資の調達、調理、運搬、それから さっきこれも久保山委員から言われたセンターの体制ですね、どういう陣容でいくのか、そ してセンター長ちゅうのはどういう、例えば正規の職員を派遣、置くのか、どうなのか。そ れぐらいの方針はやっぱり今の時点でですね、決まっとかないかんと思うんですけど、まず そのセンター、この第4条の部分ちょっといいですか。

どういうふうに考えてあるのか。

国松敏昭委員長

答弁できますか。

園木一博教育部長

先ほど次長のほうから関連規程のほうの概要、口頭で申し上げましたけれども、相関図的な資料等は一応手元で準備をさせていただいておりますので、もしよろしければ資料として、 御提示は可能なのかなというふうに考えております。

国松敏昭委員長

委員会にそれ出せるわけですか。

園木一博教育部長

ちょっとコピーをさせていただく形をとりますけども。

国松敏昭委員長

そしたら委員会の総意として、そしたら。いいですかね皆さんね、出していただきたいと

思います。

委員会中大丈夫ですか。

園木一博教育部長

準備はすぐできると思います。

と、もう一点、設置条例の職員の規程の関係の御質問でございます。

所長及び必要な職員を置くことということで条例制定をいたしております。

具体的な陣容につきましては、人事当局との協議を重ねることにいたしておりまして、当然センター長については一定の役職を担う方で、兼務になるのか、専任するのかというのを現在、人事当局と協議を進めております。

当然兼務をお願いするとなると、センター長あるいはセンター内に当然係として設置を予定しておりますので、正職員もそれなりの陣容、数名は配置する必要があるということで今人事とそこは詰めさせていただいておりますので、所長については、設置条例が9月施行となっておりますので、9月1日で所長の任命辞令を交付すると。

ただ準備体制、先ほど久保山議員からも御指摘ございましたように、8月の運用訓練と当然7月、センター工事完了すれば、その準備作業に入っていきますので、実際の実務職員等については、これも人事との協議になりますけれども、それ以前に準備体制として、適正な人事異動も含めまして、整理をしたいということで今協議をいたしているところでございます。

園木一博教育部長

今の答弁でいいですか。

成冨牧男委員

ちょっとその、いろいろありますけど、第4条の件について申し上げますと、職員の。あ と例えば栄養士さんとか、栄養士さんとそれから、各学校への栄養士もしくは栄養教諭、そ こら辺がどういうふうにされるのか、今までと、今までこうで今回は、今考えてるのは、現 段階ではこうですよとかですね。

そういうのもあわせて、ちょっと時間が時間ですけども教えていただきたいというふうに 思います。

園木一博教育部長

当然準備体制も含めましてになりますので、現在各学校に配置されております栄養教諭並びに学校保健員、調理の作業を行っていただく職員の方々でございますけれども、自校方式の給食が終了しますと、当然、センターでの準備作業という形になります。

今、学校栄養職員、含めまして5名の、県費での御負担で配属いただいておりますけれど

も、この5名の方、今年度についてはですね、5名の配属いただいてる方については、基本 的に主たる勤務地をセンターでお願いしたいということで整理をさせていただくことといた しております。

あわせて、学校保健員、正規職員8名おられますけれども、この方についても、当然給食 センター配属という形で事前の準備作業も含めてお願いをすると。

あわせて、嘱託、臨時の方々についても今意向調査確認等も進めさせていただいておりますので、当然その整理ができ次第、配属いただくということで準備を今進めてる状況でございます。

成冨牧男委員

ちょっと委員長、簡単にこの、この分だけ。

国松敏昭委員長

やるなら休憩を取らなければ。

成冨牧男委員

センター長の分だけ。もう要望です。

繰り返しになりますけども、久保山議員が言ったように準備期間、準備期間からですね、 頭の人をもう一緒にせんとですね、この頭の人はものすごく苦労しますので、ぜひ人事のほ うにはその旨強く要望していただきたいというふうに思います。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかよろしいですか。

先ほどの。ちょっと資料先ほど、要求しておりました資料手元に来ておりますので、配付させて。また。(発言する者あり)はい、はい、はい。昼はいいですか。

今手元に関連図ということで来ております。

ほかにございますでしょうか。

中村直人委員

1点だけ確認したいんですが、建設工事の場所は117番地1ということで、最初やっていたんですが、117番地3になっとるんで、これ、この確認だけをちょっと。

建設だから登記上きちんとこうなったのかどうなのかどうなのかですね、含めて。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

地番の変更につきましては、分筆登記をいたしておりまして、1から3に変更になってお るものでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

ほかはよろしいですか。(「ありますので……」と呼ぶ者あり)

いやいや、ちょっと待って、そんなら、御質問があっておりますので、(発言する者あり) はい。だから、まだ質問があるということで、昼食休憩をとり、1時10分から再開いたしま す。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

 ∞

午後1時6分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

それでは、午前中に引き続いて、質問のある方はどうぞ。

成冨牧男委員

ちょっと質問する前にですね、私が何で質問するのか、もう1回言っておきます。

結局、あの条例だけ見ては、具体的に今まで一般質問なんかの中でですよ、いやそういう 心配はございません、こうしていきますからとか言われたそういう内容も入っておりますし、 やはり、やっぱ私たちが、議案が、この議案の審議の結果とかやっぱ市民から聞かれたとき に、ああもうあとはお任せってわけにはいかんと思うんですよね。

次は公式な場ちゅうたらもう9月議会、基本的には9月議会しかないし、そんときにはも う、あ、もう見たらこうやったっていう結果にしかなりませんので、今の時間を利用、この 時しかないという思いで質問をいたしますので、よろしくお願いします。

それでは質問いたします。

センターへの移行、これも大変な仕事だと思うんですよね。センター移行についての仕事。 学校、一つは――ずっと今質問はもう言います、流していきますので――学校との調整、 例えば子供、保護者への改めての周知ですね。それから給食への影響、どういうことかちゅ うと給食室を撤去して、パントリーを設置せないかんですよね。それはある意味じゃ短期間 で、給食が7月の10日ぐらいまであるんですか、そういうふうな、無理はないですかってい うのちょっと聞きたいと思います。

以前に、結構一斉に給食室を撤去してパントリーを設置する、1カ月半、1カ月半じゃないですよね、いろいろこうテストもせんといかんめえけん。それっちゅうのは、結構なんかしわ寄せちゅうか、いろいろところに影響はないのかっていうの質問します。

例えば私の提案でいうと、極端に言えばですよ、まずは、特に弥生が丘とか田代とか、あとこっちの一部、全部その最初からせ一ので五千何百食、全校分じゃなくても、こうずれずれにいくちゅう方法も場合によっては、考えてもいいっちゃないかと。そればしたらいかんちゅう多分法律とかないと思いますので。

これ別に何も他意はありませんのでね、スムーズにいくための意味ですから、あんまり頑張らんでもいいっちゃないかという意味です。それ、そこんとこでちょっと聞きたいと思います。

それから弥生が丘小のパントリーは増設されてますけど、これ、ここはもう扱わんでいいのかどうか、これ一つですね。

それからセンターの体制は先ほど聞きましたので、あと、今ちょっと、休憩んとき出ましたけど民間委託は微妙な言い方してありますよね、これまで。さっきのちょっと話聞きよったら8名ぐらい残ってあると。やっぱり、心配は当然するんですよね、今欠員不補充ですから。正規職員の欠員した後は不補充でいってますので。最後の人が、最後の、最後のちゅうか、最後の二、三人がやめる年限、いつやめられるのかちゅうのを教えてください。およそでもいいですよ。何年ごろと。

ほから、今度はちょっと細かくなります。

これまでの経過の中でですね、保護者や議会に約束してきた事項についてお尋ねをします。 調理員の触れ合いがなくなるということに対しては、配送の時に一緒に調理員を同行させ ることも検討中と言われました。

これはどう、方向的にはどう、どういうふうに、今の時点でいいですから考えてあるのか。 それからアレルギー対応、これについては答弁でもう再三より充実すると、もちろんアレルギーの部屋も、そのための調理室設けられるからその分では当然充実してるてわかりますけど、それはどうなってるのか。

それからあと一つ、これも本当に個別の話になると思いますけど、刻み食を、弥生が丘、 もう大体教育長も御存じと思いますけど、刻み食をですね、実施して、これは、まず聞きた いのは刻み食を実施、親が行ってやるっちゅうのは、この弥生が丘だけなんでしょうか。そ れとも、刻み食自体がほかの学校では、そういうお子さんは1人もいらっしゃらないという ことなんですかね。 私の聞いたところによると、刻み食、自分が学校に出かけていかんといかんちゅうというのが一つは、自校方式じゃないからもあり、また田代と弥生が丘というその調理員さんたちも、先生方も大変忙しいという中で、なかなか対応ができないと。精いっぱい対応していただいてるけれども、まだ自分が今行っているけれども、それをできれば解消できないかという話ですね。それはどうなるのか。

それから見学室の使い方、これはもう、今でもだと思うんですけど、大体1学年ですよ、 どういう、こう具体的に、1年生を、例えば1年生を1年に何回ぐらいそこに見学に行かせ ようとしているのか、そのときの交通手段はどうなるのかですね。

それから、これはもう最後です。

食材納入業者、これについては、これまでの答弁は基本的にこれまでどおりですということだったと思うんですけど、これまでどおりという、大分、もう納入業者さんとの、商工会が間に立っていろいろ話も進んでいるようにも聞いてますけども、どういうふうにそれを担保するためちゅうですかね、これまでどおりを担保するための何か方策を考えておられるのか。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

では順を追って御答弁させていただきます。

まずもってスケジュールにつきましては、現在、建築、機械設備、電気設備、それから周辺道路の舗装につきまして、7月に現地の実地検査、8月に書類検査を行う予定で現在進んでおります。

また建築につきましての進捗状況につきましては、現在パーセントで申し上げますと、全体の94%、昨日現在でございます。電気につきましては76%、機械設備につきましては81%、の進捗率でございます。

給食センターの利用等につきましては、7月30日に部分使用の検査を行うということで、 現在、工事を進めておるところでございます。

8月からは内容の、中身の設備を使いましての研修等を行う関係上、7月いっぱいでの部分使用の検査を終えたいということで、進捗を進めておるとこでございます。

それから、学校との調整でございますが、今月中に、センターの概要、それから運用等について、学校への説明を終えたいという予定をしております。7月中に学校を通じて、保護者の皆様への周知を図りたいという段取りで進めさせていただいております。

次に、パントリーの件でございますけれども、現在給食室に置きます備品類、それから設備類につきまして、センターで引き継げるものを精査中でございます。7月中には備品類等

の整理を完了したいというふうに考えておるところでございます。

パントリーの改修工事につきましては、現在全ての現地の調査を終えまして、今月中旬に 入札を予定をいたしております。希望工期といたしましては、今月末から8月中旬までのう ちに、終えたいという計画でございます。

また弥生が丘小学校につきましては、既に2つのパントリーを準備いたしておりまして、 Aパントリー、Bパントリーそれぞれ、配送計画におきまして、現在のまま対応可能という 判断をいたしておるところでございます。

それから民間委託の件につきましては、現在のところ直営体制の構築に向けて、雇用など について皆様の御意見など伺いながら進めているところでございますので、民間委託の考え 方は今のところ全くございません。

それから、調理員の随行ということでございますけれども、配送車、さきの臨時議会で案をお示ししていましたようにトラックで運ぶわけでございますけども、そのうちに1台以上に、最低1台以上は調理員を同行させて、顔の見える給食というふうにさせていただきたいという計画でございます。

それから、刻み食に言及していただきましたので、刻み食から申し上げますと、現在刻み食を、給食室や学校で安全につくるスペースや人員、器具類の確保に非常に困難をしております。

そういう状況で先ほど御紹介にございましたように、保護者の方によります対応を行って いただいている状況でございます。

センター稼働後はアレルギー対応の児童への対応は、現在対応中の児童80名でございます けども、できるだけ安全に対応できるよう整備を行っておるところでございますが、刻み食 につきましては、引き続き保護者の方のお力をかりる予定としておるところでございます。

他市の事例等も比較いたしましたけれども、刻み食の対応を行っている、自治体において 対応を行っている事例等は今のところ確認できておりません。

また、近隣のセンター方式によりますアレルギー対応でございますけれども、神埼が1品目対応させております。それから、伊万里市はゼロですね。それが鳥栖市では現在25品目前後の対応を予定いたしておるところでございます。これも、児童の皆さんの状況を聞き取った上での最終的な判断になろうかと考えておるところでございます。

それから、ランチルームですね、見学室の利用につきましては、小学校の在学中のうちに 一度は給食センターに来ていただけるような仕組みを検討いたしております。

その際の移動手段につきましても、勝手に来てくださいというわけにはまいりませんので、 何らかの対応を検討しなければならないと考えているところでございます。含めまして、保 護者の方にも見学試食会の実施について検討いたしておるとこでございまして、既に1校からは、そういった打診いただいてるところでございます。

最後に、食材の業者さんたちにつきましてでございますけども、今現在取引をさせていただいております納入業者さんたちとは既に意見交換を終えております。食材の比較、取り扱いの種類などについて意見交換を終えまして、登録制度について、整理をさせていただいているところでございます。

今月中旬から登録申請を開始させていただきまして、7月に決定をさせて、8月には説明 会を開きたいという段取りで進めさせていただとるところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

ありがとうございました。

あのですね、そしたらちょっと何点か。

一つは、民間委託、全くないと、直営で考えているということですけど、安心したんですが、ちょっと合わせて知りたいのは、おおよそでいいですけど、一番最後の人がやめられるのは何年です。何年後ですか。

一番最後ちゅうか二、三名わかるんならばってん、わからんときはもう一人でいいです。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

おおむねで申しわけございませんが、大体今40代前半の方が一番お若いというふうに確認 できておりますので、約20年前後でこのまま、不補充のまま行けば最後の退職者が出るとい うふうな状況でございます。

成冨牧男委員

ありがとうございました。

不補充のままに行かないようにしてほしいんですけど。で……、

国松敏昭委員長

まだあるんですか。

成冨牧男委員

はい、ありますよ。

国松敏昭委員長

はい、どうぞ。

成冨牧男委員

不補充じゃないと民間委託になってしまうということをちょっと言うとかにゃいかんですね。

それとあと一つ刻み食のことですけども、これさっきお尋ねしたのは1校だけですかっていうことも合わせて聞きたかったんですけど。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

現在確認できておる刻み食を対応しておる児童につきましては、1校、お一人というふうに確認をいたしております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

手を挙げてください。はい、どうぞ。

成冨牧男委員

対応できないちゅうのがよくわからないので、ぜひ努力をしていただきたいと。そのために、仕事を休んで、それとか自分の用事休んでわざわざ学校に出向かなければいけないということになっておるわけですからね。

それはぜひ、どういう形ていうか、例えば支援員さんがそういう役割もできるのかどうか わかりませんけども、そこら辺も含めて考えていただきたいなと思います。

最後、2回目の質問で言うと食材納入者、これまでどおりということですけども、これまでどおり担保するような、何か、あれは考えてあるんですか。

みずから、私はしきらん、もう歳やけんもうやめとこうちゅう人も当然出てこられると思いますけど、これまでどおりを担保するちゅうのは、例えば市内業者優先とかですね。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

これまでどおりという言葉は、現在、先ほども申しましたように納入の取引があります皆様をまず一義的に納入を考えていただくということで、これまでどおりという言葉を出していただいておるところでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

その食材納入業者の件ですけど、そうすると、それ優先っていう意味ですか、第一義的ちゅう意味は。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

今年度につきましては、年度途中からセンターに移行するということでございますので、 現在お取引のある食材納入業者様に引き続き、できる限り納入を続けていただきたいという ことで、その方々に、登録制度として申請をいただくという手続をさせていただいておると いうことでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

はい、その今の食材納入業者の件ですけども、一定、残念ながら、一定条件をつけるちゅうのはもう仕方ないと思うんですよね。今の自校方式とは違う、やっぱ少しハードルが高いというか、そういうのが出てくるのはもう、あれかなあと思うんですけどね。

今限定的に、来年3月まではというふうに言われたと思いますけど、今まで大体同じような業者さんに、3月ぐらいに、来年のことに、反省しながら来年1年間のことにっちゅうことで、大体言うなら随意契約みたいな感じでずっとやってこられたと思うんですけど、そのサイクルはどう、サイクルと、もうちょっと最後にします、サイクルとさっき言った優先ちゅうか、これまでどおりっていう担保はあるんですか。どう考えてるんですか。優先、優先ちゅうか、これまでどおりを担保する。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

まず、これまでどおりという言葉につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、 現在納入をいただいております業者さん方をまずは一義的にお願いをするということでござ います。

また、御質問中にございましたように、同じ規格のものを今回大量に納入していただくことになりますので、そのあたりは各業者様の御判断で登録申請をしていただくということになろうかと考えております。

以上でございます。

成冨牧男委員

ちょっと肝心なところ、そういうふうになるのは、その後ですよ。平成27年度以降はどういうふうなサイクルで回っていくんですかっていうことで、その中で、これまでどおり今納めておられる方々が、これまでどおりちゅうのがどこまで、平成26年度限りですか、そしたら、今の話ですと。

園木一博教育部長

基本的に食材納入業者さんについては、市内の自校方式で各学校でお取引をいただいておる方々に、今回全員御案内を差し上げまして、意見交換等もさせていただいております。

先ほど次長も申しましたように第一義的というのは今まで給食を支えていただいた納入業者さん、しかしながらセンター運用になりますと、先ほども申し上げましたように食材の量、それから規格、納入のルール等を一定市のほうで整理をさせていただいて、これについても御説明を差し上げて御理解をいただいております。その上で、センター稼働に向けて参入いただきたいということで、登録の受付を今させていただいている状況でございますが、基本的にこの結果、最終的にどれだけの事業者さんが参入いただけるのか、その状況等も一

定見る必要がございます。

それともう1点が市内事業者さん、新たに給食のほうに食材納入ということで参入されたいという意向をお持ちの事業者さんも当然あろうかと思います。これを参入阻害をするというわけにはまいらないという考え方も持っておりまして、平成27年度以降については、新たに、当然その納入のルールについては厳密にルールを守っていただくのが前提にはなりますけれども、新たな参入も窓口としてあけておく必要があるという認識をいたしておりますが、まずもって今年度については、今納入いただいてる業者さんが、センターのほうで登録いただいて、その登録された事業者さんで一定食材の確保が十分できるという判断ができれば、そういう形で進めさせていただきたいという考え方を持っているということです。

成冨牧男委員

だから、業者さんが広がるんですよね、多分ね。

今、もうちょっと、もうきちっと言ってもらいたかったんですけど、今は基本的に市内業者さんですかね。とは限らない。

だけど、今、市内業者さん、市外業者さんもひっくるめて、だけど今度は市外業者さんの 枠が、広がるんですか。それはない。

そん中に、いいですか、そん中でもう私、その中で、結局、例えば大きな業者さんなんか来たときに、対等に競争せんといかんときに、ほかの資格条件はどうにかクリアしとると、両方とも。そんときに、価格面でこっちが例えば安くなったときに、市内業者さん、ひょっとしたら今まで、ひょっとしたらというか、多くは今まで納めておられた方たちがもうやむを得ずごめんなさいするというふう、ごめんなさいちゅうよりも、本当は、改めていろいろあちこちでお尋ねしましたけど、死活問題ちゅうのは言葉のあやじゃないんですね。もう自分のとこの小売りで上がりよるのは、もうこんくらいなんですよ。

だからそういう状況も考えると、平成27年度以降についてもぜひ何か様子見ながら、それ こそ平成26年度の成績も見ながら、考えていただきたいなというふうに思います。その担保 の部分を。

以上です。何かちょっと一言もらえる。

園木一博教育部長

今御指摘いただいた部分でございます。

当然今まで給食支えていただいた市内の納入業者さんについては、今後も支えていただき たいという考えを持って、こういう対応を考えておるところでございます。

しかし一方、当然市内で新たに参入を考えてある事業者さんの参画を阻害するというわけ にもまいりませんので、当然それは間口を広げるという方向で、新年度に向けた取り組みと して考えていきたいと。

当然極端な価格競争等々にならないように、基本的には良質な食材を安定的に供給いただくというのが大前提で、給食の場合大前提になりますので、そういった視点で整理をさせていただきたいと思ってますし、食材等については、例えば市場の価格とかですね、今の市場価格等も明記されておりますので、そういった価格等も参考にしながらということになりますので、それについても、これまでも取り組んできた経緯がございますので、そういったものを踏まえながら、参画いただいた業者さんの、当然その事業運営というのに視点を置きながら、取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

久保山博幸委員

食育教育の視点からお尋ねしたいんですけども、今後の食育に関する教育ですよね。いろいろやり方あると思います、いろんなアイデアがですね。それを、何て言うかな、ベースキャンプというのかな、どこに拠点を置いてやれらるのか、誰がやっていくのかな。

それは、この給食センターに拠点を置くというふうに捉えていいんでしょうか。

園木一博教育部長

本年度は5名の学校栄養職員、学校栄養士さんの配置を県のほうからおいただきしております。本来センターの国の基準でいきますと、定員は2名と、加配を含めて3名というのが基準でございますけれども、県のほうに御配慮いただいて、今年度は5名配置そのものは今年度いっぱいいいですよという御配慮いただいておりますので、この5名の方にまずもってセンターを活動拠点にしていただいて、平成27年度以降の食育も含めて、センターでの食育活動、それと各学校訪問による食育活動等大きく2面性があると思いますけれども、こういった食育計画あたりも、今の5名の栄養教諭等で御議論いただいて、平成27年の体制も含めて、計画をつくっていただくことも考えておりまして、そういう意味では、9月からは、学校に配置されてる栄養教諭等については、まず、センターを拠点に活動していただく、学校等での食育活動等が必要な場合については、順次それぞれ学校のほうに出向いていただくという、考え方でおりますので、そういった視点からとらえますと、今後は、センターが一応活動の拠点と、それと内容において各学校にいろんな取り組みとして出向いていくという形になろうかと思います。

久保山博幸委員

そうなりますと、このセンターに拠点が来るということになれば、この条例の施行に関し 必要な事項ということで、先ほど資料いただきましたけども、今5項目大きく、これが運営、 その運営、このその他必要な事項というのは大まかにこのあたりのことになるんでしょうか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

第5条に示しますその他につきましては、今、御質問ございましたように、この資料にお示しておりますように、条例以下に、現在関連図としてお示しておりますような形で考えておるところでございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

そうなりますと、この食育教育の今後の鳥栖市のですね、取り組みってのは、この今回の 給食センターの大きな一つの課題でもあるし特徴にもなっていくのかなと思います。

そうなると、この中にその食育教育に関する、何て言うかな、何かそういう文言というのか、どういうふうな取り組み方で、そのどういう体制で食育教育に取り組んでいくというような何か、そういうふうな、項目も必要なんじゃないかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

園木一博教育部長

まず、お示ししております関連図で申し上げますと、当然条例については、基本的な事項 しか明記しておりません。具体的な運営規程等を今後定める予定にいたしております。

この中で、給食の回数、人数とか業務報告、運営委員会、こういった内容、詳細を決めていきますし、実働の組織としてひとつ、上から長四角の三つ目になりますけれども、鳥栖市学校給食運営委員会というのを設置することといたしております。

これについては、関係者で構成します運営委員会でございますので、当然、ここでも食育 に関する御議論等も賜る形になろうかと思います。

それで、それと一方、条例のすぐ下の右側のほうに、事務局規則の改正ということで別表 改正を予定してますということにいたしております。

これについては職務の、所掌します事務をここにうたい込む形になりますので、この中で、 食育に関することっていうのを当然業務としてうたい込む予定にはいたしておりますので、 また食育に関するするということが、給食センター係の中の仕事として位置づけられますの で、それを踏まえて運営規程の中でも明記いたしますし、運営委員会等での御議論等いただ きながら、実際の食育活動を推進するという形になろうかと思っております。

国松敏昭委員長

いいですか。

ほかはよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

はい、それでは質疑を終わります。

これで教育委員会教育部関係議案の質疑は全て終了いたしました。

∞

国松敏昭委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、16日の月曜日でございますが、午前10時から現地視察となっておりますので、委員 の皆様の御参集お願いいたします。

本日の総務文教常任委員会を散会いたします。

午後 1 時38分散会

平 成 26 年 6 月 16 日 (月)

1 出席委員氏名

委 員 長 敏 昭 委 員 中村 人 国 松 直 副 委 員 長 下 田 寬 IJ 久保山 博 幸 委 員 成 冨 牧 男 IJ 柴 藤 泰 輔 久保山 IJ 日出男

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長 野 田 寿 教 育 長 天 野 昌 明 総務部次長 松 雪 努 教育部長 袁 木 博 総務課長 賀 也 教育部次長 白 水 弘 古 達 隆 総務課長補佐 古 澤 哲 也 学校教育課長 柴 田 昌 範 情報管理課長 青 木 美 生涯学習課長 佐 藤 敦 美 博 財 政 課 長 小 栁 秀 和 生涯学習課文化財係長 久 Щ 高 史 契約管財課長 三 橋 和 之 文化芸術振興課長 石 橋 沢 預 契約管財課契約検査係長 <u>\</u> 石 光 顕 スポーツ振興課長 石 丸 健 会計管理者兼出納室長 権 藤 博 文 監査委員事務局長 中山 泰 宏 議会事務局長 江 﨑 嗣 宜

4 議会事務局職員氏名

議事係長江下剛

5 審査日程

現地視察

鳥栖市学校給食センター

自由討議

議案審査

議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)

議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例

議案甲第13号 鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

を改正する条例

議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規

約の変更について

[総括、採決]

陳 情

陳 情第10号 要望書(鳥栖市発注建設工事の最低制限価格について)

[協議]

報 告(教育委員会事務局教育部生涯学習課)

藤木遺跡から出土した青銅器の石製鋳型について

[報告、質疑]

所管事務調査

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

鳥栖市学校給食センター

至 午前10時40分

 ∞

午前10時58分開議

国松敏昭委員長

これより本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。

国松敏昭委員長

現地視察は大変に御苦労様でございました。

まず陳情についてでございますが、金曜日の陳情の協議を踏まえ、正副委員長においてお 手元に配付のとおりまとめております。委員の皆様におかれましては、御確認いただきたい と思います。

なお御意見等がございましたら、これを受け賜りたいと思います。よろしいでしょうか。 〔発言する者なし〕

よろしいでしょうかね。

では陳情第10号につきましては、以上のとおり協議結果として議長へ報告し、執行部へは 今後も適切な入札の執行に努めていただきたいよう、要望したいと思います。

以上で陳情についてのまとめといたします。

∞

自由討議

国松敏昭委員長

それでは委員会での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら発言をお願いしたいと思います。

ございますでしょうか。

下田 寛委員

今回初めてこういった形でやらせていただきますので、ぜひなんか意見交換をさせてもらえだろうなと思ったりしているんですけれど、例えばその給食センターに関して、委員会として、資料が、またはその他に定める事項というところで、また決まったら執行部から報告があるというような話を受けましたけれど、こういったものはちょっと改めて委員会としてですよ、今後の給食に係るところですから、改めてお願いをするというような形で、委員会としてお伝えをさせていただくというのとか、どうでしょうかね。

と、個人的に思っているんですけれど、いかがでしょうか。

国松敏昭委員長

設置条例のことよね。あの一節ね。

ただいま副委員長これ御意見がありましたが、ほかの方で何か。今の内容、それに関連するようなことがありましたら。(「必要だと思いますよ、それは」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。手を挙げていただいて。

成冨牧男委員

ただ、執行部の執行権というのも一方ではあります。執行部の執行権というのも片一方で はありますけども、今の趣旨は私も大賛成です。

国松敏昭委員長

関連して、もしくはその他ございましたら。(「言えない部分もあろうけど、やっぱり細分化されたある程度の説明はね、しとってもらわんと、何の審議がなされよるかわからんという状況になろうし、審議、書いとることについては審議はもういいとして、内訳を聞かれたときに返答、ある程度までの内容たいね。それやったらやっぱりそこまでやらしとくべきだと思うし、当然副委員長言われるように、それはある程度までは。ただ、ここまでちゅうとの何かあればね、別個としてですけども。当然成富議員からも質疑なされとる中で、あれじゃあというところは確かにあると……」と呼ぶ者あり)

マイクを使っていただけますか。(「あ、これ使っていいようにするわけ。自由討議だからもう……」と呼ぶ者あり)自由討議でもちゃんと公式です。(「そうですか」と呼ぶ者あり)

久保山日出男委員

それぞれやっぱり私もその辺は執行部のほうに申し伝えていただいて、今後の対応策としては、当然でしょうね。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかに今の、項目でより執行部に内容を求めるということで、御意見ございましたら。

成冨牧男委員

個別で言うとやっぱあそこの管理体制、人事の関係ですよね。

もうあと9月からスタートしてで、兼任か、それとも専任かも今からみたいな感じだったんで、結構大変だから、この委員会としては、やっぱり市長部局に対して最大限そこんとこを配慮するようなことをですね、だから。言うなら委員会を後押しするような形が必要かなというふうに思います。

国松敏昭委員長

センター人事ですね。

成冨牧男委員

ね、センターも含めて、センターが気になる、ほかんとも含めてですね、全体の陣容。

国松敏昭委員長

時間もないしね。きょうの状況見ると大丈夫かなという面もあったですけど。

久保山日出男委員

人選のこともそうでしょうけど、やはりきょうの施設見たら、それだけの配属者が本当に 施設内の理解してるか、心配ですね。果たしてずるっと、あああすこにあいがあったぐらい のこっちゃできんやろうと思うですよ。

本当、それを細分化した内容説明、職員に、あるいは嘱託で雇われると思うけども、その方たちに本当に施設内の理解ちゅうか場所をまず知るちゅうことと、それはどういうシステムになってるんだとか、それはやっていくんだったらほんと短期間、もう9月からだから、あと2カ月、約2カ月ですよね、弱ちゅうても、演習も2週間ぐらい、訓練もあるでしょうし、それまでには勉強会なんかしてしてもらわにやいかんじゃろうと思います。

施設内での、そのと思いますので、その辺ところはやはり早目早目に言うていかないかん やろうと思うです。

国松敏昭委員長

ほかは、関連もしくはその他ございましたら御意見いただいて。

〔発言する者なし〕

ちょっと私からですけど、私も今、給食センター現地を見させていただいて、自分の経験

の中でいろいろ、供給、いろんなエネルギーの供給体制、電気の容量の問題とか質問して、 的確な対応できないところの、じゃあ誰がどうするのかというところも心配もあって、やは り、総合的に、本当にこれがきちっと9月から稼動するためのチェックはやっぱしなくちゃ いかんかなという思いで、見させてもらったわけですけどね。

だから本当に建物としては順調に、この計画どおり行ってるというけど、細部にわたってのいろんなこう質問すると、現場の長は誰がね、誰聞きゃよかったか、聞いた本人が悪かったのか知らんけど、そういう面での懸念性が出てくるし、配送にしても、いろんな委員から今まで委員会もしくはいろんな一般質問等でも質問ありましたように、いろんなそういう、本当にこれがきちんと稼働するのかなあという、知らないゆえに、逆にそういう面での市としては答弁とともにそれを見守らなければいけないなという思いでおったですけどね。

だからまだ回答、未回答が、現地でもまだもらってないところもあるもんですから、これは今後きちっと聞いていきたいなと思ってますけどね。

感想でもいいし、よかったら皆さん。

久保山博幸委員

今言われた、そのままですけども、普通民間で新しいプロジェクト始めるときに、総責任者、全体を把握してという、その姿が見えないというのがですね。もう建物はもう、それはもう、突貫工事でやれると思うんですけども、事務室見せていただいて、これは単なる印象ですけども、事務室の小ささからも、何か今回のプロジェクトのそれを象徴しているのかなと。本来もう少し事務室は大きくあって、それなりの重要な役割があるんじゃないかなと思うんですけども、センター長の姿が、総指揮者の姿が見えないちゅうのが非常に不安なところですね。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかございますか。

久保山日出男委員

これまでの中で事務所と働く方の、確執が何か変なことあってて、ごたごたがあっているような、小学校もあったようでございますのでね、そういうのをなくすためにも、やはり事務所とつくってある方、それとの交流会を常に持たれるようにしとかんと、雇われている方と職員とは、何かどっちが逆転したみたいな感じが言われたりして、統制ができてなくて、それでやめる方も何名かありますもんね、正直言うて。市の職員がやめていっとるです。

そういうところも、やはり、縦ちゅうのをきちっとさせた上での、横連携も事務所がきちっとするような、確立体制はとってもらわないかんやろうと思うです。

そもそも的にはやっぱり長になりましょうけども、長が兼務でもなった場合には、やはりそこの、誰が今度そこのセンターでは、やるかちゅうことですたいね、次の人が。恐らく、兼務になった場合は、こっちからの職員、教育委員会との兼務持たせられたら困るから、その辺はちょっとある程度はきちっとしたものを、縦ができるようなね、そうしないと、そして小さな物事起きたときはすぐ、事務のほうで対応して片づけていくと。

そうしないとつくる人との変なことなって、ごたごたで、変な問題でないけど、嫌がらせに根性がなっとるともあるから。そういうのをなくすためにも、見えないけんね。これは報道であったような状況もあるから、いらいらしたけん投げ込んだじゃ、そんなことはないけども、やはり考えられんちゅうことはないけんですね、やはり。みんなうまくいくようにですね。

特に食事をつくるところですので、安全管理に努められるためにも、やはりけんかのないちゅうか、確執のないような、交流を持つような雰囲気づくりを、お願いしとったらどうかなと思いますね。これまでちょっと違うような感じあります。各保育、済みません、小学校の給食そこそこによって違うみたいですけどね。仲のよかもんと固まったりいろいろでいっぱい聞いてきてますけど、そういうことです。

久保山博幸委員

確かに言われるようにですね、私の経験からすると、調理人の世界ちゅうのはまた独特な やつがあって、やっぱりその女性が多かったりとか、やっぱりそれでですね、派閥ができて というトラブル、だから長になる人は、その辺の調整役で、やっぱりきちんと把握しとかん と、やっぱり人数が多くなればですね、変な話ですけど、そういうことも考えとかんばいか んなあと思います。

難しい調整役ですよね。

国松敏昭委員長

多くなればね、いろんな……。

成冨牧男委員

それプラス、それに身分の違いがありますよね。正規の職員が、何人ち言いよったかな、 (発言する者あり) 7人、全体が50の中の7人という感じで、この7人の人たちは給料がが あっと高いわけですね。基本的には似たような仕事、多分すると思うんですよ。そういう中 での、やっぱりそこら辺も今言われた、余計複雑になる、チームワークをとる上で大変だち ゅうふうになりますよね。

いずれにしろ、もうとにかく最新式の機器が入るわけですから、それを操作を覚えるだけでも、さっきの繰り返し、久保山議員の話と絡みますけど、かなり先行してたのは、あそこ

の神崎なんかの話聞くとですね、もう言うなら、天下りですね、やっぱりね。部長職の人があそこはセンターに行ったんですね。そしたら、もう気安か仕事て思ったらもう苦情が殺到して大変やったちゅう話もあるし、そういうふうな話も聞くと、やっぱり少し9月から入るっていうようなことじゃ話ならんし、そこでのコミュニケーションもとらにゃいかんけん、繰り返しになりますけど、そういうのもですね。

国松敏昭委員長

よろしいでしょうか、ほかは。

柴藤議員、どうですか視察されて。現地視察されて。

柴藤泰輔委員

ちょっとあすこ質問の中で、実際今使ってあるのが幾つ持ってくるて言いよっちゃったで すかね。

成冨牧男委員

きょうの話では、何かスチームコンベクションば持ってくるて言いよったね、田代んとば。 きょうの話ではていうか、前から言ったんですよね、それは。

国松敏昭委員長

ただ、合うかどうかわからんちゃろ。

成冨牧男委員

持ってくるばってん、これは、(発言する者あり) 使うて再三、使うちゅう話はしとるけど、やっぱり私たちが、始まったけんちゅうて、あの話ばってん言わんと、言わんやったら何かそのままなってしまうケースもあるけん、やっぱりきちっと、それは何百万しとるやろうけん、1年ちょっとしか使ってないやつでしょうが。2年ぐらいか。やっぱりそれはきちんとしてもらわにゃいかんですね。その場しのぎが、今回ずっと多かったけんが。

国松敏昭委員長

ほかは、よろしいですか。団長よかですか。御意見は、よかですか。(発言する者あり) そうですね、それはもう確かに、おっしゃるようなところもあります。

今、それぞれ御意見、現地を見て、また、今までの経緯の中で、御発言いただいたことは、 これはきちっとやはり、総括の中でも、話す、もしくは今後きちっと伝えていかなきゃいけ ないなという思いで今おります。これはよろしいですか。

じゃ、初めてのこういう自由討議ということで、ちょっとセンターを中心の話でございましたが、給食センターの話を。これでひとつ、皆さんの御意見ということで終わらしていただきたいと思います。いいでしょうかね、はい。

執行部を入室させますので、暫時休憩をお願い、暫時休憩を行います。25分からいいです

かね。25分から再開をいたしますので。

休憩をいたします。

午前11時16分休憩

∞

午前11時24分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

∞

総 括

国松敏昭委員長

これより総括を行いたいと思います。

議案についての、質疑は終了いたしておりますが、審査を通じて総括的な御意見等がございましたら、発言をお願いしたいと思います。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは、採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については、付託議案の審査を通じての総括的な御意見等をお願いいたします。

成冨牧男委員

委員長、今の現地調査も含めていいですか。

国松敏昭委員長

結構です。

成冨牧男委員

そしたら一つだけ質問したいと思いますけども、臨時議会との絡みですけど、委員会では 初めて質問しますので。

結局、光触媒塗装っていうのの目的は何だったのか。

そしてきょう思ったんですけど、あそこガラスがかなりの面積占めてますよね、それなり の面積、前のほう。ガラスのほうにはその光触媒塗装されてないということですけど、これ はどういう理由ですか。

まず理由を再確認、第一義的には幾つかそれは特徴、特性から来る性能あると思いますけども、第一義的には何なのか。改めて、委員会で聞きたいと思います。

園木一博教育部長

本日、給食センター、現地を見ていただきました。

建築関係については90以上の進捗状況ということでございます。

御質問の光触媒に関しましては、さきの御質問の御答弁でも申し上げましたように、まずもって衛生管理並びに維持管理の視点から見直す中で、光触媒塗装を外壁に施工したい旨で契約変更をさせていただいたと、いう状況でございます。

幾つか御指摘もございました。セルフクリーニング等による防汚効果等も他団体で指摘されてるとおりでございます。それを踏まえまして、衛生管理上並びに塗装の維持管理の延命化が図れるという視点から、導入させていただいたところでございます。

で、ガラス壁面については、塗装をなぜされていないのかという御指摘かと思いますけれども、基本的には塗装の仕上げという形で防汚効果が高い、結果的に衛生管理につながるという視点で塗装を施させていただいておりますので、入り口付近のガラス壁面については、本来ガラスが持っている特性等で十分対応可能ではなかろうかという判断のもとでございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

ガラスが持ってる特性で大丈夫って、その特別なガラスを施してあるんですか、あすこは。

園木一博教育部長

済みません、詳細は仕様を確認しないとわかりませんけれども、基本的には通常の強化ガラスの施工という認識をいたしております。

成冨牧男委員

そういうふうに答えられるんですけど、今言われたように詳細は承知しておりませんと。 ガラスの窓拭きとかしますよね。あそこしないんですか、そしたら。やっぱり必要でしょ う、同じように、壁と同じように。

どうなんですか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

通常の建物等を例に例えますと、ガラスの清掃等は年に1回程度は行われている状況でございますので、同等のことを考えるのが常識かと思います。

以上でございます。

成冨牧男委員

何か細々したことを言いよるように思われる方もあるかもしれませんが、最初私が聞いた 説明も、聞いたことに対するお答えも、何となく、まだその食中毒云々と言われますけど、 何かそこんとこなんですよね。

もうちょっとこう潔く、私わざわざ第一義的にはどういうことですかっていう言い方もしながら聞いてるんですけど、どうも、今のお答えでは納得できないし、さらにガラスの話ではですよ、ガラスの話では、結局年に1回ぐらい、今んまんまやったらせないかんわけでしょう。ガラスも光触媒塗装ちゅうのは可能なんでしょう。なんですよね。

その前提がないと何ば言いよるやろかと思われたらいかんので確認しますけども。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

ガラス面の光触媒加工につきましては、こちらで今現在資料、仕様等準備できておりませんので、確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

成冨牧男委員

私が言いたかったのはですね、結局、やはり大事なやっぱり市民の税金を使うのに、余りにも安易な、この議会に対してもですよ、言葉悪いですけどやっぱその場しのぎなんですよ、 さっきのガラスの話についてもですね。

それと、やはり光触媒塗装の件についてはもう潔くお認めになるべきだと、私は思います。 もうこれ以上言いませんけど。

それとついでにもう給食のこと話をしてますので、もう一度、これは教育委員長、教育長にお尋ねしたいんですけど、特にあそこのセンター体制の問題ですね。先ほどこれ自由討議でもその話大分なりましたけど、やはり、あそこはセンター長は専任であるべきだと私は思います。

基山の場合、ただいま現在どうなってるかわかりませんけど、規模が1,800ですよね。1,800で、教育委員会の担当係長さんが午前中だけ行ってあるというふうに前伺っていました。

逆に神埼の場合は、もう確認してあると思いますけど、部長を上がりの嘱託職員の人がセンター長として、私がお話しした時にはおられました。こちらは専任です。

ですから、とにかく専任じゃないと私は絶対、3,500ですよ、神埼が。今度5,500でしょう。 あそこは、半日、半日行きよっと、基山は1,800。

ですから、やはり教育長自身がですね、やっぱここは専任じゃないといかんばいっていう その構えで、市長部局に臨まんと、また押し切られて、何か中途半端なことになってしまう 可能性。もともとこの発想を、センターの発想したのは市長部局ですから、本来ある、あり 得ない市長部局が計画をつくって、教育委員会に事後承認したわけです。させたわけですから、これはもう私の一連のずっとこのセンターの一般質問で明らかになってます。ここに、 そのメンバーもいらっしゃいますけどね。

ですから、ぜひ教育長にそこんところの決意ですね、を述べていただきたいと。以上です。

天野昌明教育長

いよいよ本当に、もう6月も中旬になりまして、稼動に向けてもうわずかになってきました。

きょうもハードの面についてはですね、もう確実に行っているということで、あとは本当 にソフトの面をいかに充実させていくかというふうなことで、安心安全な給食を提供すると いうことでですね、しっかりやっていきたいというふうに思ってます。

今センター長の件につきましては、今後またしっかり、体制については検討していきたいというふうには思ってますけど、いずれにしても本当にこれがスタートということで、いろんなことが、トラブルが起こらないように、しっかりこちらとしても見守っていきたいというふうに思ってます。

以上です。

成冨牧男委員

何度も言いますけども、これ押しつけられたほうですから、押しつけられた側は、あんたたちがこういうセンターをつくるていうたわけだから、ちゃんと陣容ぐらいはくださいよと、そういう迫力でですね、ぜひやっていただきたいと。子供たちのことを思うなら、ぜひそうしてください。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

[発言する者なし]

私からも、お話、ここで発言させてもらいますが、先ほど自由討議にもこのセンター、現地を見、またいろんな今までの経緯の中で、きちっとその人事の体制も踏まえて、全体にまだ、現地でもいろんなお話、質問しましたけど即答できない部分も多々あります。

そういう面ではきちっと、もちろん稼動時期まではされると思いますが、全体がこう見る 人、現場の建設関係もそうでございますが、今後のそういうセンターを運営していくための そういう手だてもきちっと、それなりの把握した人がきちっと運営し、また管理するという ことをしていただきたいと。委員の意見も踏まえて、その辺も十分対応していただきたいと。 そしてトラブルがないように、また想定外ということで、物事を片づけないようにしていただきたいということを、私のほうからも、申し上げておきます。

以上でございます。

ほかございますでしょうか。

中村直人委員

あのう小・中学校の空調設備の関係なんですが、国の支出金がなくなって、そして、この 一般財源を充ててやるという、その意気込みは買うんですよ。

僕は財政のところでもちょっとお話ししたですけれども、これはもうそれはそれとして置いときますが、実は一番、今電気設備配線とかあっておりますが、一番やはり工事がスムーズにいくのは夏休みだと思うんですよ。

でも、その夏休みの期間に工事ができないというふうな話を伺っていますので、そこら辺はですね、やはりその設計のなんかが、基本的設計がなんかできてないから何かっていう話をちょっと伺ったんですが、それじゃまずいんじゃないか。せっかくの、せっかくこの一般財源まで活用してそこやろうという意気込みがあるんだったら、やっぱり夏休みに一括してやったほうが一番子供たちがいない時期ですから、この一番工事が進めやすい時期だと思うんですよ。

ですからそこら辺のね、考え方、意気込みというのはどのような状況になってるのかだけ お伺いし、やはりもっとスピーディーな設置を望むということの観点から、その点ひとつち ょっと確認しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

夏休みに、子供たちがいない間に工事をさせていただくというのは、元来それが一番適当な時期かと考えております。

しかしながら、今回当初予算で設計からさせていただいておるところでございます。学校 側の受変電設備の変更が出てまいります関係上、そちらの設計を詰めた後でないと工事の発 注がなかなかままならないという状況でございます。

なもので、一般教室につきましては、夏休み中ぐらいに設計が上がるという予定になって おりますけれども、今申されましたように、なるべく早くその設計関係を上げさせていただ きまして、なるべく早い施工にかかりたいというふうに考えております。

特別支援教室並びに3年生の増設の分につきましては、既に工事が終わっておりまして、 書類等の整備に入っておるとこでございますけれども、一般教室につきましては、以上のよ うな状況でございますので、御説明とさせていただきます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

他にございますせんですね。

[発言する者なし]

以上で総括を終わります。

∞

採 決

国松敏昭委員長

これより採決を行います。

∞

議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算 (第1号)

国松敏昭委員長

まず、議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)中、総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって議案乙第18号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決をいたしました。

∞

議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第12号 鳥栖市学校給食センター設置条例について、採決を行います。 本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

∞

議案甲第13号 鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第13号 鳥栖市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をいたしました。

∞

議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及 び規約の変更について

国松敏昭委員長

次に、議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規 約の変更について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

国松敏昭委員長

次に、陳情第10号につきましては、元に配付のとおり議長に報告したいと思います。よろ しく御了解のほどお願いをいたします。

なお、執行部におかれましては今後も適切な入札の執行に努めていただきますよう、総務

文教常任委員会として要望いたします。よろしくお願いを申し上げます。

∞

国松敏昭委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査及び陳情の協議は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことと決しました。

∞

報 告(教育委員会教育部生涯学習課)

藤木遺跡から出土した青銅器の石製鋳型について

国松敏昭委員長

次に、執行部より議案外の報告の申し出があっておりますので、これを受けたいと思います。

佐藤敦美生涯学習課長

はい……。

国松敏昭委員長

ちょっと待っとって。手元に資料が届いとらんけん。

[資料配付]

お手元に届いたですかね。

はい。

佐藤敦美生涯学習課長

お忙しいお時間に、いただきましてありがとうございます。

本日は、藤木遺跡から出土いたしました青銅器の石製鋳型についてお時間をいただいて御 報告をさせていただきたいと思います。 先日来、報道等で御承知のことと思いますが、藤木遺跡のほうからですね、民間開発に伴 う文化財の発掘調査をしております。その中から弥生時代後期の集落跡の溝のほうからです ね、青銅器の石製鋳型が4点出土いたしました。

そのことについて、担当のほうから説明をさせていただきます。

久山高史生涯学習課文化財係長

今から遺物について申し上げます。

鋳型は全部4点出土しておりまして、一つが銅釦という名前ですが、これは簡単に申し上 げますと、ボタン状の飾り金具の鋳型でございます。

あと銅鏃、銅の矢じりが2点出ておりまして、これについては今まで出てない形ということですので、恐らく祭りとかに使った儀式用の銅鏃だろうと考えております。

あと銅釧、これは腕輪でございます。これが1点の合計4点が出ております。

特に銅釦、このボタン状の飾り金具につきましては、製品が今まで全国で10点余り出ておりましたが、鋳型が出てませんもんでしたから、済みません、朝鮮半島製ではないかと今まで言われておりました。それが今回、鋳型がこちらで出たということで、国産が確証されたということで、非常に意義深いところだと考えております。

あと鳥栖市内は今までには柚比遺跡群、柚比町と弥生が丘周辺、あと本行遺跡、江島町ですが、こちらのほうで合計20点余りの青銅器鋳型が出土しております。

これにつきましては、全てが中期、弥生時代の中期の段階のものでございますので、この あたりで青銅器をつくるのは弥生時代中期で終わったんではないかと考えておりましたが、 今回の調査で後期の時代のものが出たということで、引き続き、こちらのほうでは、鳥栖地 域のほうでは青銅器生産の拠点として継続していたんだということが、判明されました。

そして最後になりますが、藤木町一帯にかなり大規模な環濠集落があったということが今回、今回の調査で確証されましたので、こうしたことも大きな意義づけができるだろうと考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

はい、以上ですかね。(発言する者あり)

〔実物を回覧〕

どこでんこれは出たら……、ごめんなさい。

以上ですかね。

ただいま現物を通して御報告がありましたが、この報告についての質疑があれば、お受け したいと思います。 よろしいですか。

下田 寛委員

貴重なものを見せていただきまして、ありがとうございました。

この鋳型は今後どこかで展示されるとか、そういったことをお伺いしたいんですけれども。

久山高史生涯学習課文化財係長

この鋳型につきましては、あさってより市立図書館のほうで、昨年度の調査成果展という ものを行いまして、その中で約半月間展示させていただきます。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

私から、今後は、これがどのくらいの規模で出てくるかわかりませんが、まだ可能性はあるとでしょうか。これ以外に何かそういう、貴重、今まで……、はい、どうぞ。

久山高史生涯学習課文化財係長

もちろん今回調査、ほんの宅地造成の350平米の範囲でこれだけのものが出ておりますので、特に藤木周辺については、これから開発がふえることによって調査件数もふえると思いますが、かなりのものが出てくるかなと想像はしております。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはみなさんから。

[発言する者なし]

いいですか。

質疑を終わります。

∞

所管事務調査

国松敏昭委員長

次に、当総務文教常任委員会の所管事項についての御意見や、お聞きしたいことがありま したら、この際でございますのでお受けしたいと思います。

御意見等のある方は手短にお願いしたいと思います。

いいですか。

下田 寛委員

1点お伺いしたいんですけれども、小・中学校の補助員についてなんですが、昨年の緊急 雇用から入れかわって、ことしから鳥栖市の財源で特別支援学級の補助員がついてますけれ ど、これは来年以降も継続して、ちゃんと予算が確保できるものなのか。その点お伺いした いんですが。

国松敏昭委員長

どの方か、答弁は。できます。補助員の問題。

はい、誰。どの方。

柴田昌範学校教育課長

失礼します。

学校教育課よりお答えしたいと思いますが、緊急雇用についてはもう昨年度から終わって おりますので、今年度についても市の単独予算でつけていただいております。

また、必要性も学校教育課としても感じておりますし、来年度につきましても、この補助 員については継続してお願いしていきたいと、つけていきたいというふうに考えております。 以上です。

下田 寛委員

では、教育委員会のイメージとしては、現状維持なのか、もしくは増員するべきなのか。もしそこまでお答えいただければお願いします。

柴田昌範学校教育課長

補助員につきましては、今年度につきましても、昨年度各学校を教育委員会としても見に 行きまして、必要な数について精査をした上で、今年度配置をしております。

来年度につきましても、各学校の現状を今年度よく見まして、必要な数について、要求を して配置してまいりたいと考えておりますので、増員になるかどうかというところははっき りわかりませんけれども、特別支援学級の子供の数については毎年ふえている状況ですので、 各学校の実態を見ながら、来年度についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

下田 寛委員

済みません、最後に要望ですけど、ぜひお願いしたいのと、あとは量をしっかり確保していただいて、次は質をどう担保していくかというところも大きな課題だと思いますんで、そこの部分も踏まえて、あわせてよろしくお願いします。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

以上で所管事務についての協議を終わります。

∞

国松敏昭委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成26年6月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前11時50分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 国 松 敏 昭 ⑩

